

大和郡山市バリアフリー基本構想



令和7年(2025年)3月

大和郡山市

「歩いて魅たくなるまちづくり」をめざして

令和6年9月24日、大和郡山市は地域協働の「郡山城天守台登城サポート」等によるバリアフリー化の取り組みにより、図らずも令和6年度近畿運輸局バリアフリー化推進功労者表彰優秀賞を受賞しました。

市内の中学校におけるバリアフリー教室の開催、バリアフリー観光マップの作成、障害者団体からの意見や要望を随所に実現した新庁舎の建設、そしてさまざまな団体のご協力のもと天理大学や奈良工業高等専門学校 학생ボランティアのみなさんが汗をかき、参加者と交流を深めた郡山城天守台登城サポートなど、ハード・ソフト両面の取り組みを評価いただいた結果ですが、お力添えいただいたすべての方々にあらためて心から感謝申し上げる次第です。

そうした取り組みを支える『大和郡山市バリアフリー基本構想』も、平成23年度の策定以来10年以上が経過しました。

その間、バリアフリー法の改正や市による関連施策の拡充、あるいは市内の鉄道駅を中心とする各地区におけるまちづくり事業が進む一方、社会の新たな要請や時代の潮流への対応が求められるようになってきたこともふまえ基本構想を改定することになりました。

令和8年の大河ドラマが、大和大納言豊臣秀長を主役とする『豊臣兄弟！』に決まり、城下町を散策する方も増えてきました。今こそ市民のみなさまとともに、バリアフリーによる「歩いて魅たくなるまちづくり」をさらに推し進めるべき時だと受け止めておりますのでご支援、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和7年3月

大和郡山市長 上田 清



目 次

第1章 基本構想の概要

1. 策定経緯	- 1 -
2. 基本構想の位置づけ	- 2 -
2.1 基本構想の構成	- 2 -
2.2 関係法令・計画等との関係	- 3 -
2.3 検討方針(見直しの視点)	- 3 -
2.4 計画期間(目標年次)	- 12 -

第2章 大和郡山市の現況

1. 大和郡山市の位置・地勢	- 13 -
2. 大和郡山市の人口	- 13 -
3. 公共交通	- 15 -
4. まちづくりの動向	- 17 -
5. 施設等の立地状況	- 18 -

第3章 移動等円滑化促進方針(大和郡山市が目指すバリアフリー化)

1. 移動等円滑化の基本的な考え方	- 20 -
1.1 基本理念	- 20 -
1.2 基本方針	- 21 -
1.3 整備の方針	- 22 -
2. 移動等円滑化促進地区の方針	- 24 -
2.1 地区設定の考え方	- 24 -
2.2 移動等円滑化促進地区の設定	- 24 -
2.3 生活関連施設の設定	- 26 -
2.4 生活関連経路の設定	- 27 -
2.5 旅客施設と道路(駅前広場)の連続性の確保:届出制度	- 29 -
3. 移動等円滑化促進地区の設定	- 30 -
3.1 設定する内容	- 30 -
3.2 JR・近鉄郡山駅周辺地区	- 31 -
3.3 大和小泉駅周辺地区	- 32 -
3.4 平端駅周辺地区	- 33 -
3.5 九条駅周辺地区	- 34 -
3.6 筒井駅周辺地区	- 35 -

第4章 移動等円滑化基本構想(バリアフリー化の促進)

1. 基本構想の概要	- 36 -
1.1 基本構想の考え方	- 36 -
1.2 重点整備地区の設定	- 37 -
1.3 市民・地域等の意見の把握	- 38 -
1.4 特定事業等の概要	- 39 -
2. 実施すべき特定事業等	- 40 -
2.1 JR・近鉄郡山駅周辺地区	- 40 -
2.2 大和小泉駅周辺地区	- 56 -
2.3 平端駅周辺地区	- 65 -
2.4 教育啓発特定事業	- 72 -
2.5 自転車駐車施設の整備	- 74 -

第5章 基本構想の推進(バリアフリー化の実現に向けて)

1. 推進方策	- 75 -
1.1 継続的な改善	- 75 -
1.2 進行管理の体制	- 75 -
1.3 評価・検証の方法	- 76 -
1.4 市全体でのバリアフリー化の推進	- 77 -
2. 関連施策との連携	- 77 -
2.1 災害時におけるバリアフリー	- 77 -
2.2 持続可能な交通体系の構築	- 78 -
2.3 子育て世代のバリアフリー	- 78 -
2.4 観光バリアフリーの推進	- 78 -

第1章 基本構想の概要

1. 策定経緯

大和郡山市では、全国的な傾向と同様に人口が減少し、少子・高齢化の傾向がより一層強まっています。今後も高齢化社会が進行し、高齢者の働く機会がこれまで以上に増加することや障害を抱える方の社会活動もますます活発化していくことが見込まれます。また、日ごろ「バリア」を感じない人であっても、病気やケガをした時、妊産婦になった時、乳幼児を連れていく時などに「バリアフリーな社会」の必要性は高まっています。このような社会的背景から、すべての人にとって生活しやすい「バリアフリーな社会」を目指すことが重要です。

本市においては、平成12年(2000年)に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」、平成18年(2006年)に施行され、一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るために「交通バリアフリー法」と「ハートビル法(平成6年(1994年)施行)」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、平成23年度(2011年度)に「大和郡山市バリアフリー基本構想(JR・近鉄郡山駅周辺移動等円滑化基本構想)」(以下、旧基本構想)を策定し、「人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり」を目指して、ハード面、ソフト面の両面からバリアフリー整備に取り組んできました。

このような中、令和3年(2021年)の東京オリンピック・パラリンピックや令和7年(2025年)に開催予定のEXPO2025大阪・関西万博を契機に、共生社会の実現や、高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現を目的にバリアフリー法が改正され、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組の強化や、「心のバリアフリー」の推進が新たに位置づけられました。

本市においても、令和3年(2021年)に旧基本構想が目標年次を迎えたことから、改正されたバリアフリー法の趣旨を反映し、これまでのバリアフリーの取組を補完・強化するとともに、さらに効率的かつ継続的にバリアフリー化を推進するため、旧基本構想を改定し、本基本構想を策定することとしました。

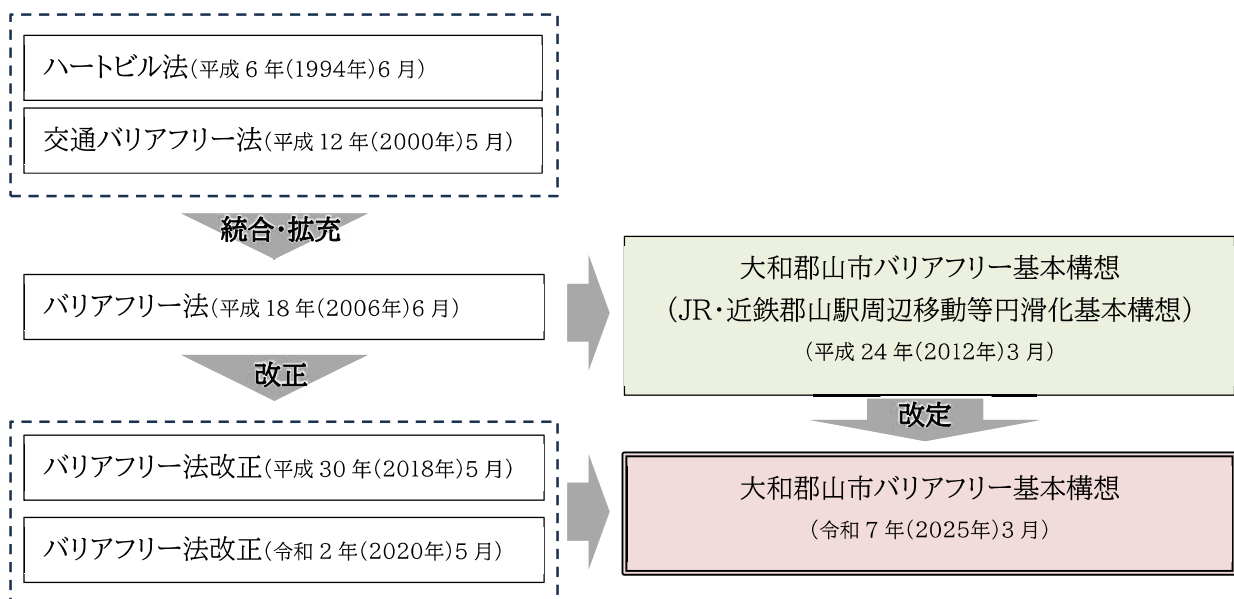


図.策定の経緯

2. 基本構想の位置づけ

2.1 基本構想の構成

本基本構想は、バリアフリー法第24条第2項に基づく移動等円滑化促進方針ならびに同法第25条第1項に基づく移動等円滑化基本構想を定め、「大和郡山市バリアフリー基本構想」として、移動等円滑化促進方針と移動等円滑化基本構想を一体的に策定するものです。

第1章で基本構想の概要、第2章で大和郡山市の現況に触れた後、第3章と第4章で移動等円滑化促進方針と移動等円滑化基本構想を定めます。最後の第5章で基本構想の推進に関する事項を定めます。

第1章：基本構想の概要

本基本構想の策定経緯及び位置付け、検討方針等の計画の基本事項を記載

第2章：大和郡山市の現況

本市をとりまく人口、世帯数等の現状に関する事項を記載

第3章：移動等円滑化促進方針（大和郡山市が目指すバリアフリー化） （バリアフリー法第24条第2項）

市域全体およびバリアフリー化の優先的な促進が必要な移動等円滑化促進地区を対象とし、バリアフリー化を推進するための基本的な方針等を記載

第4章：移動等円滑化基本構想（バリアフリー化の促進） （バリアフリー法第25条第1項）

バリアフリー化事業の重点的な実施が必要な重点整備地区を対象とし、主要な経路や施設で講じるべきハード事業やソフト施策を特定事業として記載

第5章：基本構想の推進

本基本構想に基づきバリアフリー化を推進するための体制や方策を記載

図.大和郡山市バリアフリー基本構想の構成

2.2 関係法令・計画等との関係

本基本構想の策定に当たっては、高齢者や障害者等の日常生活や社会生活における移動や施設の利用に際して、その利便性、安全性の向上の促進を図る環境整備の一環として、関係者が互いに連携し、市内主要駅及びその周辺の道路、建築物などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していきます。その基本事項として、関連法令や上位計画、関連計画と整合を図りながら、バリアフリー化を推進するための基本方針や実施すべきバリアフリー化事業の内容などを十分に踏まえて策定します。

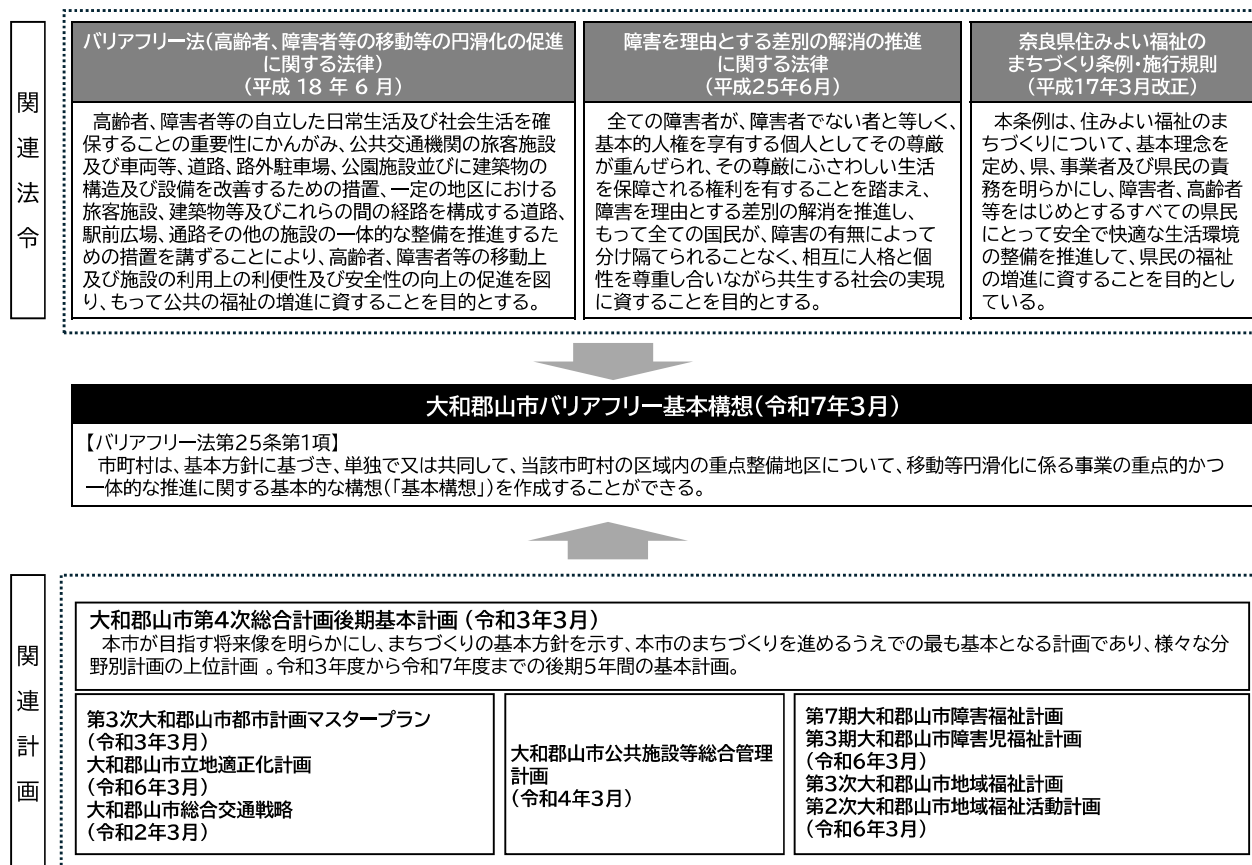


図.基本構想の位置づけ

2.3 検討方針(見直しの視点)

(1) 関連法令や施策等の動向

旧基本構想の策定以降、大和郡山市総合計画や都市計画等の法定計画の改定が行われ、本市の政策が見直されています。また、近鉄郡山駅や平端駅の周辺でまちづくりの機運が高まり、鉄道駅を中心とした関連事業が検討されています。

さらに、バリアフリー法の改正や新たな社会的要請や時代の潮流などを含めて、改定の背景を整理した上で、本基本構想への反映・対応が求められる改定のポイントを整理し、改定の方向性・論点を明確化します。

旧基本構想策定以降の関連法令や施策等の動向

平成24年(2012年)	3月	大和郡山市バリアフリー基本構想 策定	市
	3月	大和郡山市第4次総合計画 策定	市
平成28年(2016年)	4月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 施行 行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」が禁止されました。	国
平成30年(2018年)	5月	バリアフリー法の改正 ～移動等円滑化促進方針および基本構想の作成等が努力義務化～ 市町村が移動等円滑化促進方針を定める制度を創設するとともに、移動等円滑化促進方針および基本構想の作成と定期的な評価・見直しが努力義務化されました。	国
令和元年(2019年)	7月	近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画 策定	市
令和2年(2020年)	5月	バリアフリー法の改正 ～心のバリアフリーに関する啓発活動の事業メニュー化～ 住民や関係者の理解増進や協力確保のために必要な心のバリアフリーに関する取組方針を市町村が定める移動等円滑化促進方針に定められるようになりました。また、心のバリアフリーに関する啓発活動を具体の事業計画となる基本構想に定められるようになりました。	国
	11月	奈良県 心のバリアフリーハンドブック 作成 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進するため、障害のある方や、妊娠されている方、高齢の方などの困り事と、それに対してどんな手助けができるのかを中心に説明した、「心のバリアフリーハンドブック」を令和2年11月に作成しました。	県
令和3年(2021年)		第3次大和郡山市都市計画マスタープラン 策定	市
	3月	近鉄平端駅周辺地区まちづくり基本構想 策定 近鉄平端駅周辺の市民からのご意見や地域の課題を整理し、地区の特性を活かしたまちづくりを実現するための基本的な方向性を定める「近鉄平端駅周辺地区まちづくり基本構想」を策定しました。	市
	4月	バリアフリー法の改正 ～公立小中学校等をバリアフリー化の対象に追加～ 施設設置管理者によるバリアフリー化が義務付けられる施設に、公立の小中学校等が加わりました。	国
	7月 8月	東京オリンピック・パラリンピック開催	国
令和4年(2022年)	3月	都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの改定 ～都市公園のバリアフリー化指針が拡充～ 公園管理者等による都市公園の計画・設計段階への当事者参加を位置付けました。また、トイレのバリアフリー水準の底上げ、バリアフリーを取り巻く状況変化に対応した記載の見直しが行われました（出入口の車止め、車椅子使用者スペース駐車施設等）。	国
		大阪・関西万博施設整備に関するユニバーサルデザインガイドラインの改定 ～様々な利用者を想定した施設整備の指針が公表～ 身体障害（聴覚、視覚、肢体不自由等）、知的障害、精神障害、発達障害等の様々な障害の人の利用を想定した、国際的な水準でのユニバーサルデザインを実現する会場やパビリオンを整備する指針が定められました。	社団
	5月	障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法の施行 ～障害の有無によらない情報保障、コミュニケーション支援が明確化～ 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る基本理念、国、地方公共団体等の責務、施策の基本となる事項が定められました。	国
	6月	道路の移動円滑化ガイドラインの策定 ～道路のユニバーサルデザイン化の指針が創設～ 道路管理者が道路施設等を新設、改築、管理する際に、高齢者、障害者等をはじめとしたすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路のあり方を具体的に示しました。	国
令和5年(2023年)	2月	近鉄郡山駅移設に関する基本協定 平成26年の包括協定に基づき、県との間で構想を進めてきた、駅移設を柱とする近鉄郡山駅周辺の整備事業が実現に向けた協定が、奈良県、大和郡山市、近鉄日本鉄道(株)の三者間で結ばれました。	市等
令和6年(2024年)	4月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 改正法施行 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。	国

(2) バリアフリー法改正の概要

1) 法改正の概要

東京オリンピック・パラリンピックを契機に、インクルーシブな社会的基盤やサービスが取り上げられ、インクルーシブであることの 3 つの基本原則として、公平、尊厳、機能性が求められています。公平は、個人の機能的能力に関係なく、同一の体験や同一の水準でのサービスを受けること、尊厳は、個人を尊重し名誉を守ること、機能性は、サービスまたは施設が全構成員のニーズを満たすこととされています(IPC アクセシビリティガイド)。

このような社会的潮流の中、我が国では共生社会実現を目指したバリアフリー化の一層の推進に向け、ソフト対策を強化し、ハード面、ソフト面が一体となった取組を推進するため、平成 30 年(2018 年)と令和 2 年(2020 年)にバリアフリー法が改正されました。

主なものとして、平成 30 年(2018 年)の改正では、市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度の創設、バリアフリーに関する情報提供の義務化・努力義務化、公共交通事業者等による構造変更等の届出の制度化が行われました。

令和 2 年(2020 年)の改正では、移動等円滑化基準への適合義務の対象が拡大され、公立の小中学校や、バスターミナル等の施設が追加されました。また、特定事業に「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。

2) 平成 30 年(2018 年)法改正

① 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の作成

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)は、市域全体のバリアフリーに関する方針を示すとともに、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(移動等円滑化促進地区)において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想の作成につなげ、バリアフリーへの取組を強化することをねらいとしたものです。

② 情報提供の努力義務化

市町村のバリアフリーマップの作成等にあたり、バリアフリー情報の収集を可能とするため、旅客施設及び道路については情報の提供が義務付けられ、建築物や路外駐車場、公園については、情報提供が努力義務化されました。

情報提供の対象は、バリアフリー設備の有無及びその設置箇所、その他高齢者、障害者等が当該施設を利用するために必要となる情報です。

③ 届出制度の義務化

施設間移動の連続性を確保し、移動の円滑化を図ることを目的に、公共交通事業者または道路管理者が、マスタープランの区域内において、生活関連施設である旅客施設や道路法上の道路と他の施設とが接する部分の構造の変更等を行う場合は、事前の届出が義務化されました。これにより、届出に係る行為が、バリアフリー化を図る上で支障があると認められるときは、市町村が行為の変更等の必要な措置を要請できるようになりました。

3)令和 2 年(2020 年)法改正

① 移動等円滑化基準適合義務の対象拡大

地域の小中学校の通常の学級や特別支援学級へ通う障害のある児童が増加しており、災害時の避難所としても指定されている公立の小中学校等のバリアフリー化がますます重要になっていることから、移動等円滑化基準への適合義務が課される特別特定建築物の一つとして、「公立の小中学校」等が追加されました。また、同改正では、旅客特定車両停留施設についても移動等円滑化基準への適合義務が課されています。

② 教育啓発特定事業の位置づけ

地域の移動等円滑化を図るには、単に施設や経路のハード整備のみならず、「心のバリアフリー」などのソフト対策についても一体的に実施することが効果的であることから、移動等円滑化の促進について、児童、生徒または学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業や、移動等円滑化に関する住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業を「教育啓発特定事業」として位置づけることが可能となりました。

(3)改定のポイント

旧基本構想は、平成 24年度(2012年度)から令和 3 年度(2021 年度)を計画期間としており、現在、策定後 10 年以上が経過しています。

この間、バリアフリー法の改正や市の関連施策の拡充等が行われ、また、市内鉄道駅を中心とした地区で、まちづくり事業に熟度が高まりつつあります。さらには、新たな社会的要請や時代の潮流への対応が求められるようになっていきます。

これらの内外の変化を踏まえ、本構想の改定の背景とポイントを以下に整理しました。

		改定の背景	改定のポイント
法改正や関連施策への対応	1	大和郡山市第 4 次総合計画等の上位関連計画の改定	移動等円滑化促進方針へ反映(理念・考え方)
	2	バリアフリー化の底上げ	学校施設等のバリアフリー化の拡充
	3	ソフト施策の一層の推進	心のバリアフリーの充実
	4	移動等円滑化ガイドラインの改正	基準類に基づく公共施設整備の推進
事業熟度	5	地区の発意・機運の高まり	バリアフリー化を優先的に促進する地区の拡充(大和小泉駅周辺、平端駅周辺)
	6	駅周辺のまちづくり事業の進行	JR・近鉄郡山駅周辺および平端駅周辺等で進行中のまちづくり事業との連携
社会的要請・時代の潮流	7	様々なニーズを持つ人々を包摂する環境づくり	LGBTQ+等の多様な対象者への対応
	8	情報発信のバリアフリー化	情報発信の充実
	9	今後の基本構想の策定スケジュールの検討	重点整備地区以外の今後の優先順位を整理

法改正や関連施策への対応

改定の背景 1：大和郡山市第 4 次総合計画や都市計画等の

上位関連計画の改定

平成 28 年度(2016 年度)から 10 年間の本市が目指す将来像を明らかにし、まちづくりの基本方針を示す「大和郡山市第 4 次総合計画」が平成 28 年(2016 年)3 月に策定されました。また、令和 2 年度(2020 年度)には、令和 3 年度(2021 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までの後期 5 年間の基本計画が新たに策定されています。

大和郡山市第 4 次総合計画の基本的な考え方を反映した内容に更新します。

施策 5-3 障害者福祉の充実

関連する SDGs：



1. 現状

新型コロナウイルス感染症拡大の状況の変化により多少の影響を受けていますが、障害者虐待防止活動の啓発を継続して行うとともに、障害者就労施設からの物品等の優先調達に取り組んでおり、毎年目標額を達成しています。また、身体・知的・精神の支援センターにおける機能の充実に努めています。

最近ではオリンピック・パラリンピックを契機に共生社会への取り組みが増しており、今後も健常者と障害者の相互理解に向けた取り組みが求められています。

改定のポイント 1：移動等円滑化促進方針へ反映（理念・考え方）

「大和郡山市第 4 次総合計画」を受け、基本理念や基本方針を更新します。

- ▶総合計画における福祉のまちづくり方針を本基本構想に反映します。
- ▶「高齢者福祉」「障害者福祉」等の充実に向けたハード・ソフト施策の一層の推進を基本方針等に位置付けます。

改定の背景 2：バリアフリー化の底上げ

令和 3 年(2021 年)4 月施行のバリアフリー法改正により、公立小中学校が建築物移動等円滑化基準適合義務の対象に追加されたことを受け、公立小中学校のバリアフリー化への対応が必要となりました。

公立の小中学校に限らず、私立の小中学校や高校、大学等においても同様であり、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していく必要があります。また、小中学校は、災害時には、避難所として、高齢者、障害者等も含め、不特定多数の方々が利用することが想定されることから、バリアフリー化を強化していく必要があります。

改定のポイント 2：学校施設等のバリアフリー化の拡充

小中学校のバリアフリー化の視点を新たに追加し、バリアフリー環境の底上げを目指します。

- ▶小学校は、「避難所」として生活関連施設に位置付けていますが、「学校」として位置付け直すことで、児童・生徒等が通学に利用する経路について、バリアフリー化の考え方などを整理します。

改定の背景 3：ソフト施策の一層の推進

令和2年(2020年)6月施行のバリアフリー法改正により、以下の事項が追加されました。

- ・市町村による移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項に高齢者、障害者等の理解を深めるための「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- ・本基本構想に記載する事業メニューの1つに心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を追加

移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を実現するため、ソフトの取組推進の重要性が改めて示されています。

改定のポイント3：心のバリアフリーの充実

本市では心のバリアフリーに関する取組をすでに進めており、さらに「教育啓発特定事業」を積極的に位置づけ、具体的な取組を継続的に実践していきます。

▶「障害」はその人の体や心にある「機能の障害」と、社会につくられているバリアの両方できつくり出されているものであり、社会にあるバリアを取り除くのは社会の責務であること（障害の社会モデル）を市民が理解し、具体的な行動につなげていくための心のバリアフリーに関わる基本方針の内容を充実させます。

▶新たに本基本構想の事業メニューに「教育啓発特定事業」を記載します。

改定の背景 4：移動等円滑化ガイドラインの改正

バリアフリー法の改正にあわせて、道路や都市公園等の公共施設の個別のガイドラインが作成・改定されました。

例えば、都市公園の出入口に設置される車止めは、車やバイク、自転車の侵入を防ぎ、子ども等の道路の飛び出しを防止するものである一方、車いす利用者の通行が困難な場合があります。この課題を受けて、改定されたガイドラインでは、公園出入口の車止めの形状・配置に関する記述が見直されました。

施設管理者は、これらのガイドラインに沿って施設の整備を行っていくことが求められます。

改定のポイント4：基準類に基づく公共施設等の整備推進

移動等円滑化ガイドラインに沿って施設の整備が進められるよう、施設管理者が施設のバリアフリー化を行う際の具体的な指針としてガイドラインを活用していくことを示します。

▶本基本構想を作成する際には、バリアフリー化の対象とする重点整備地区内の道路や都市公園の現状をガイドラインと照合して検証し、問題のある個所の改善策を事業メニューに記載します。

事業熟度への対応

改定の背景 5：地区の発意・機運の高まり

大和小泉駅は、近鉄郡山駅に次いで市内鉄道駅で2番目に多い乗降客数となっています。さらに、本市のまちづくりや都市計画において、駅を中心とした地域コミュニティの維持や定住を促進していく地域拠点となっています。

また、平端駅の周辺地区は、市民から地域のまちづくりや駅周辺地区のバリアフリー化を求める声が挙がっており、近鉄平端駅周辺地区まちづくり基本構想が策定されています。

大和小泉駅と平端駅の周辺地区は、地域の意向等を考慮して、バリアフリー化を優先的に促進する地区として設定することが望まれます。

改定のポイント5：バリアフリー化を優先的に促進する地区の拡充 (大和小泉駅周辺、平端駅周辺)

旧基本構想では、バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区として、JR・近鉄郡山駅周辺が位置付けられていますが、大和小泉駅周辺地区、平端駅周辺地区を新たに追加し、当該地区の面的なバリアフリー化を図っていくものとします。

▶バリアフリー化を図る対象区域や地区目標、取組方針、対象施設や経路等を検討し、移動等円滑化促進方針および基本構想に追加します。

改定の背景 6：駅周辺のまちづくり事業の進行

平端駅周辺地区においては、地区の特性を活かしたまちづくりを実現するためのまちづくり基本構想が策定されています。

具体的には、駅西側地区は、徒歩・自転車等を中心として安心して暮らせるようなまちづくりを推進、駅東側地区は駅前を核としてまちに賑わいが生まれ発展するよう、必要な機能の充実が検討されています。

今後実施が見込まれるまちづくり事業の時期を適切に捉え、地区のバリアフリー化を一体的に推進していく必要があります。

改定のポイント6：JR・近鉄郡山駅周辺および平端駅周辺等で進行中のまちづくり事業との連携

JR・近鉄郡山駅周辺地区の他、新たなまちづくりの熟度が高まっている平端駅周辺地区においても、関連するまちづくり事業と連携して地区の面的なユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進するために、具体的な事業計画を定めた「基本構想」を策定します。

社会的要請・時代の潮流への対応

改定の背景 7：様々なニーズを持つ人々を包摂する環境づくり

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、平成 27 年(2015 年)9 月に国連サミットで採択された誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す 令和 12 年(2030 年)までの世界共通の目標です。

本市のまちづくりの基本方針となる大和郡山市第 4 次総合計画でも SDGs を意識した各種施策が記載されています。

また、大阪・関西万博の UD ガイドラインが令和 4 年(2022 年)3 月に発表されています。大阪・関西万博におけるユニバーサルデザインの基本的な考え方として、「誰一人取り残さないインクルーシブな社会」を基本原則にしています。本ガイドラインの中では、配慮が必要となる利用者として、知的や精神、発達などの障害者や性的マイノリティ（LGBTQ+）を示しています。

以上のような時代の潮流や社会的要請に鑑み、様々なニーズを持つ人々を包摂する環境づくりが求められます。



渋谷区みんなが選べる公衆トイレ

改定のポイント 7：LGBTQ+等の多様な対象者への対応

身体・知的・精神・発達障害者、性的マイノリティ（LGBTQ+）へのさらなる配慮など、多様な人々に配慮したバリアフリー推進を位置づけます。

▶関連するハード・ソフト施策の一層の推進を基本方針に記載します。

改定の背景 8：情報発信のバリアフリー化

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行や今後のバリアフリー環境の充実に伴い、バリアフリー設備等に関する情報提供の充実が一層必要になってきます。道路や施設のバリアフリー化が進んでも、必要な設備や機能がどこにあるのかわからなければ、利用することができません。全ての人が外出時に必要な情報を入手できるように、適切に情報発信をしていく必要があります。

近年はスマートフォンの普及により、情報収集の考え方が大きく変わり、多くの人が自分の端末を使ってインターネット上から外出時や施設利用の情報収集を行うようになりました。高齢者や、障害者等をはじめとした全ての人が、WEB などによってバリアフリー情報を入手できることが重要です。

改定のポイント 8：情報発信の充実

今後、各施設管理者の取組により、市内施設におけるバリアフリー設備等の整備が着実に進んでいくことになります。バリアフリー情報を適切に提供・発信する方法を検討し、全ての人が外出時に必要なバリアフリーに関する情報を入手できる環境づくりに努めます。

改定の背景 9：今後の基本構想の策定スケジュールの変更

旧基本構想では、JR・近鉄郡山駅周辺地区を定めており、今回の改定では JR・近鉄郡山駅周辺地区の他、大和小泉駅周辺地区、平端駅周辺地区の基本構想を新たに追加します。本市では、3 地区以外にも鉄道駅や市民の生活の中心となる地区があり、これらについても移動等円滑化促進区域を検討し、基本構想に至る道筋を検討することが望ましいといえます。

改定のポイント 9：3 地区以外の今後の優先順位を整理

現時点における核となる公共施設の整備や地区の面的なまちづくり事業の見込みやスケジュール、地域の発意等を再整理し、面的なバリアフリー化を推進する地区の優先順位を再検討して基本構想の策定スケジュールを見直します。

2.4 計画期間(目標年次)

計画期間は令和 7 年度(2025 年度)からの 10 年間とし、目標年次を令和 16 年度(2034 年度)とします。ただし、5 年をめぐりに評価・点検を行うとともに、移動等円滑化の取組状況や関連計画の改定状況を踏まえ、必要に応じて適宜見直すものとします。

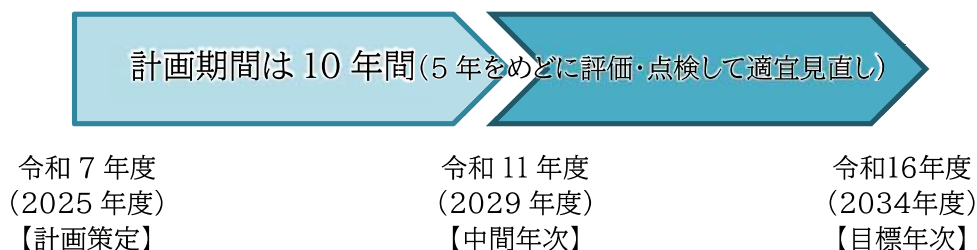


図.目標年次

第2章 大和郡山市の現況

1. 大和郡山市の位置・地勢

本市は、奈良県北部の大和平野に位置し、JR・近鉄の鉄道網、西名阪自動車道、国道 24 号バイパスなどの道路網により、広域的な交通条件に恵まれており、将来的には京奈和自動車道が南北に通過する交通結節点となります。

矢田丘陵に代表される多彩で豊かな自然、平坦部には大和川の支流である佐保川と富雄川、金魚池や溜池を含めた田園風景と郡山城跡があり、歴史環境を有しています。



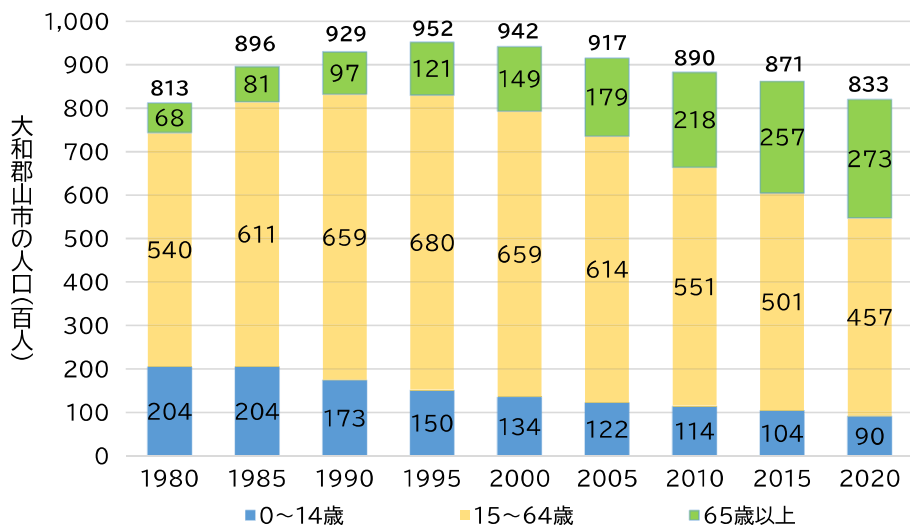
【出典】大和郡山市 HP

2. 大和郡山市の人口

(1) 市全体の人口

市全体の人口は、平成 7 年(1995 年)まで増加傾向でしたが、以降は減少傾向にあります。

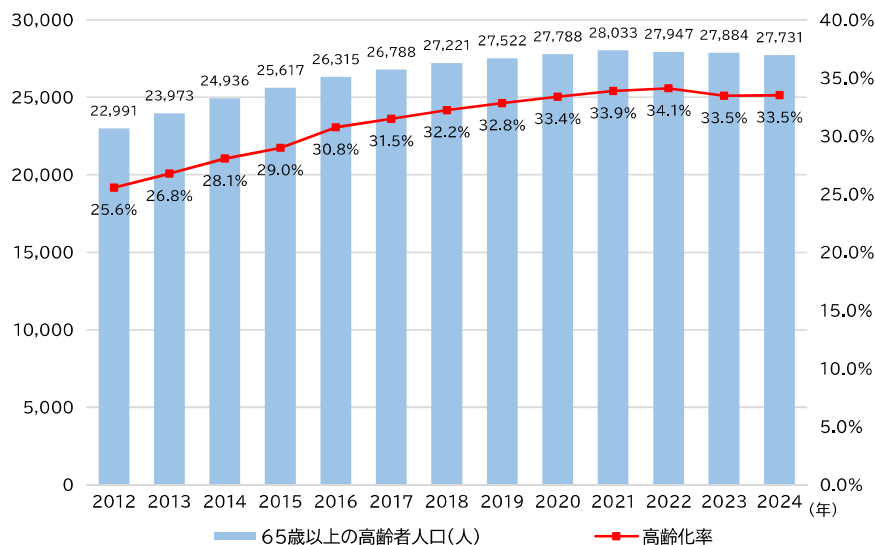
特に 0～14 歳の人口は昭和 60 年(1985 年)から減少しており、全体として高齢化が進行する傾向にあります。



【出典】「国勢調査」(1980 年(昭和 55 年)～2020 年(令和 2 年))

(2)高齢者人口

令和 6 年(2024 年)の高齢者は約 2 万 8 千人、高齢化率は 33.5%であり、経年的に増加傾向にあります。

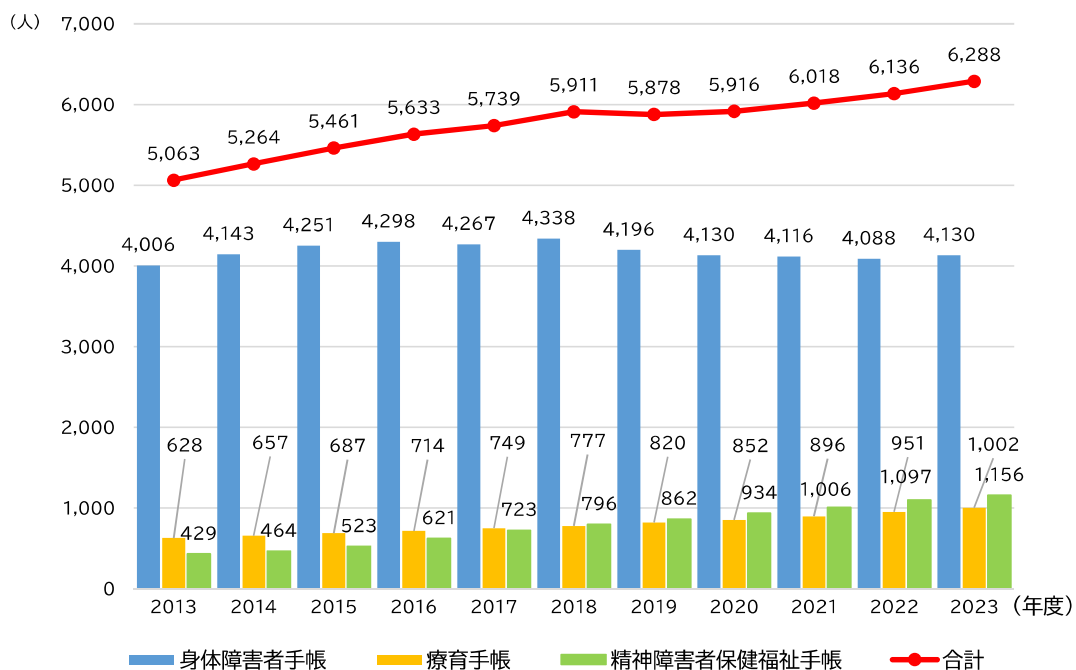


【出典】「年齢別推計人口(住民基本台帳に基づく年齢別人口)」
各年10月1日時点(奈良県 HP)
2023~2024 年(令和 5~6 年)のみ大和郡山市データ

(3)障害のある人の推移

市内で障害のある人の人口は増加傾向にあります。令和 5 年度(2023 年度)末の障害のある人の数は 6,288 人となっており、本市の総人口 82,989 人に対して約 7.6%を占めています。

身体障害のある人は平成 30 年度(2018 年度)以降減少傾向にありますが、知的障害のある人や精神障害のある人は微増傾向にあります。



【出典】「第 3 次大和郡山市地域福祉計画及び
第 2 次大和郡山市地域福祉活動計画」
2023 年度(令和 5 年度)のみ大和郡山市データ

3. 公共交通

(1) 鉄道ネットワーク

鉄道は、市域を南北に縦断するように JR 関西本線、近鉄橿原線が通っており、奈良市内や大阪方面・京都方面等を結んでいます。鉄道駅は、7 駅が立地します。

バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」でバリアフリー化が義務づけられる1日あたり平均乗降者数が 3,000 人以上の鉄道駅は、本市内では近鉄橿原線「ファミリー公園前駅」を除く 6 駅が該当します。

路線名	駅名	乗降人員(人)
JR 関西本線	大和小泉駅	13,700
	郡山駅	9,418
近鉄 橿原線	近鉄郡山駅	15,974
	九条駅	4,001
	筒井駅	7,149
	平端駅	3,743
	ファミリー公園前駅	490

【出典】「国土数値情報(駅別乗降客数データ)」
(国土交通省国土政策局・令和 5 年度(2023 年度))

(2) 駅のバリアフリー化状況

市内の鉄道駅でのバリアフリー化実施状況は下記の表のとおりで、鉄道事業者による自主的なバリアフリー化が進められています。また、ハード面での要望が聞かれるものの整備が完了していない内容などについては、社員が個別に対応するなど、ソフト面でのバリアフリー化が図られています。

路線	駅名	駅前 広場	バリアフリー状況								備考
			駅前広場 車いす使用者用駐車施設	車いす対応エレベーター	エスカレーター	車いす対応トイレ	トイレ	オストメイト対応トイレ	ベビシート対応トイレ	車いす対応スロープ	
JR 関西本線	郡山駅	東口 西口	東口○ 西口○	○	上り○ 下りー	○	○	○	○	○	
	大和小泉駅	東口 西口	東口ー 西口○	○	上り○ 下りー	○	○	○	○	ー	
近鉄 橿原線	九条駅	東口 西口	東口○ 西口○	○	ー	○	○	○	○	ー	
	近鉄郡山駅	無し	ー	ー	ー	○	○	○	○	○	
	筒井駅	無し	ー	○	○	○	○	○	○	ー	
	平端駅	西口	ー	○	○	○	○	○	○	ー	
	ファミリー公園前駅	西口	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○	階段昇降機有り

【出典】「大和郡山市総合交通戦略」(令和 2 年(2020 年))

(3)バス路線

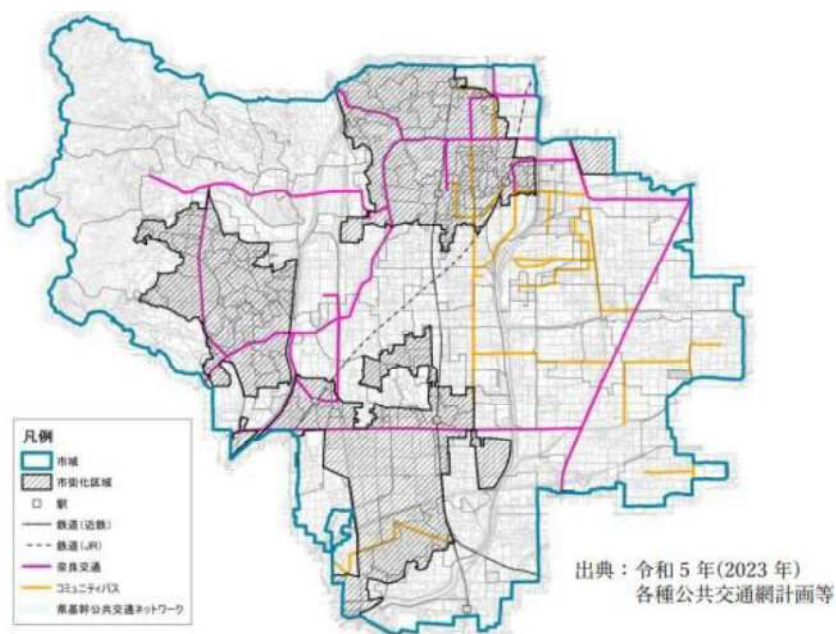
バスは、鉄道駅を中心に路線バスが通っており、それ以外の地域でコミュニティバス(元気城下町号・元気平和号・元気治道号)を運行しています。

路線バスは1日あたり約13,118人、コミュニティバスは1日あたり約120人が利用しています(令和5年度(2023年度))。

路線バスを運行する奈良交通では、令和6年度(2024年度)時点において、大和郡山市内を運行する乗合バス36両のうち、35両がスロープ付き低床車両で、さらに27両がノンステップバス、8両がワンステップバスとなっています。

また、大和郡山市内のコミュニティバスは、全て移動等円滑化基準に適合(除外が認められる一部の項目を除く)した車両で運行しています。

(【出典】大和郡山市・株式会社奈良交通への調査回答)



【出典】「大和郡山市立地適正化計画」(令和6年(2024年)3月改定)



【出典】大和郡山市 HP「大和郡山市コミュニティバス」

4. まちづくりの動向

まちづくりの実態や計画に即したバリアフリー化を推進し、誰もが暮らしやすいまちに向けた整備を進めるため、本市における駅や駅周辺等における整備に関する計画を以下に整理します。

(1) 近鉄郡山駅

近鉄郡山駅の周辺では、新駅舎や駅前広場の再整備、三の丸駐車場の解体等の事業を計画しています。



【出典】大和郡山市提供データ

図.近鉄郡山駅東口 整備イメージ

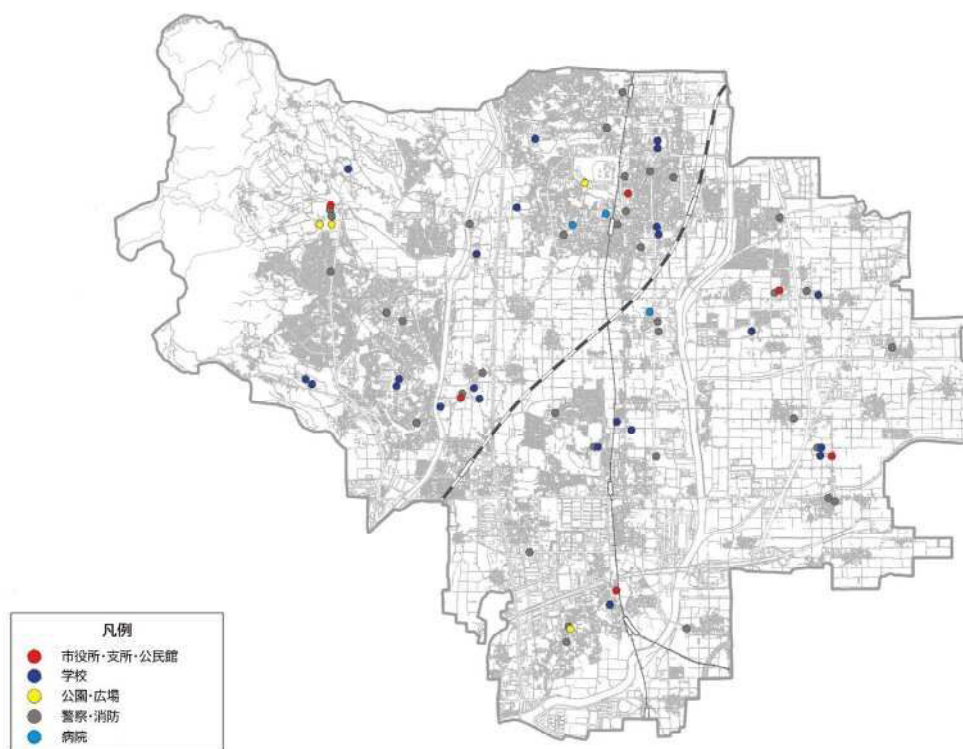
(2) 平端駅周辺まちづくりの方向性

大和郡山市都市計画マスタープランとの整合を図り、近鉄平端駅を新たな地域拠点に追加して、近鉄平端駅周辺地区まちづくり基本計画の策定に取り組み、まちづくりの推進を図ります。

5. 施設等の立地状況

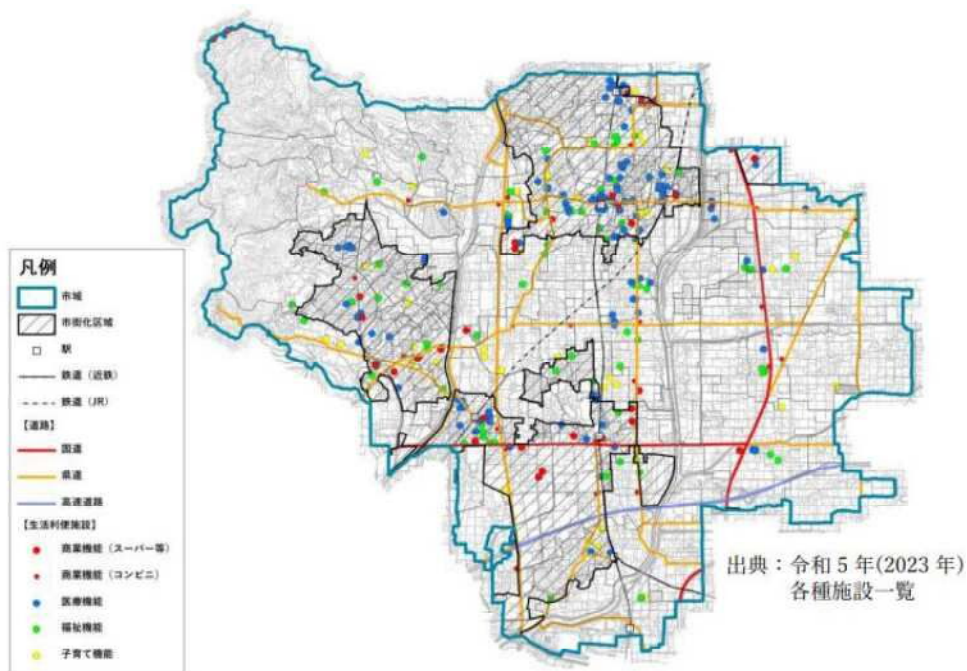
(1) 公共公益施設

市役所・支所、公民館等の公共施設や商業施設、医療施設は、鉄道駅周辺および県道・国道沿いに立地しています。



【出典】やまこおりやまデジタルナビ

図. 主な公共公益施設の位置

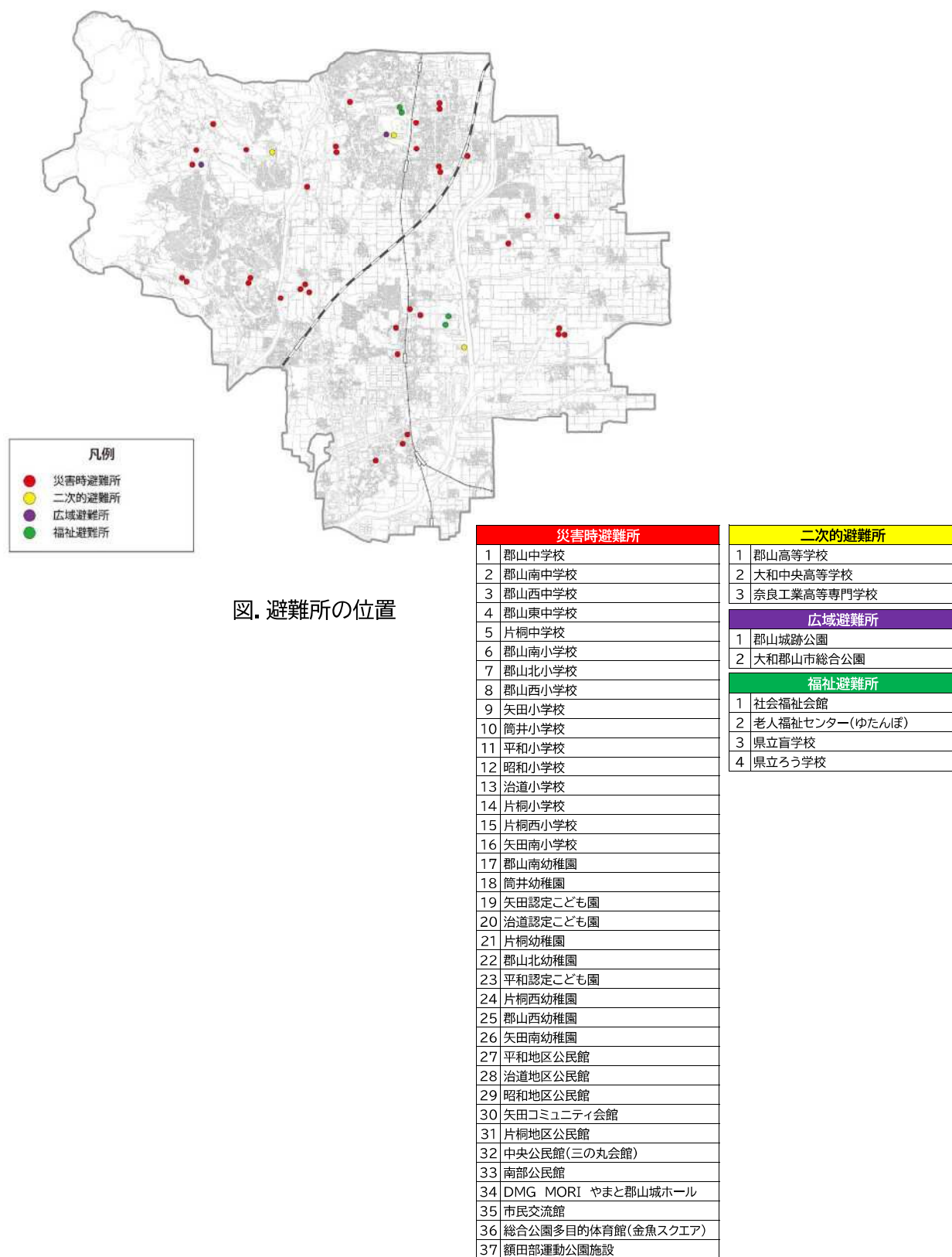


【出典】「大和郡山市立地適正化計画」

図. 鉄道・道路と生活利便施設の位置

(2)避難所の指定状況

避難所(災害時避難所、二次的避難所、広域避難所、福祉避難所)に指定されている施設は市内に46箇所あります。



【出典】やまこおりやまデジタルナビ

第3章 移動等円滑化促進方針(大和郡山市が目指すバリアフリー化)

1. 移動等円滑化の基本的な考え方

移動等円滑化促進方針は、バリアフリーに関する方針を明確にするとともに、面的・一体的なバリアフリー化を推進する移動等円滑化促進地区を設定し、地区ごとの方針を示すものです。

1.1 基本理念

人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり

～安全・安心、快適な移動の確保をめざして～

平成 23 年度(2011 年度)に旧基本構想を策定して以降、「人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり」を基本理念に、JR・近鉄郡山駅周辺のバリアフリー化の推進に取り組んできました。前回の策定から約 10 年が経過し、近年では東京オリンピック・パラリンピックや大阪・関西万博の開催を契機に健常者と障害者、多種多様な人々との相互理解に向けた取組がより一層求められています。今後も引き続き、市内のバリアフリー化の推進が求められていることから、これまでの基本理念を継承し、他地域への波及を目指します。

この基本理念に基づき、大和郡山市に多くの人が集まり、すべての人が安全安心に、快適に暮らせる活気のあるまち、互いに助け合う心配りのあるまちを創るため、市民・事業者・行政が互いに協働して、ハード面のほか、心のバリアフリーも含めたソフト面の取組をバランスよく推進していきます。また、平常時だけでなく緊急時・災害時に対応したバリアフリー化の推進や先駆的な取組も積極的に取り入れ、段階的・継続的なバリアフリー化の取組を実現します。

●まちの整備の方向性（ハード面）

本市においては人口減少社会を見据え、地域の個性である豊かな自然環境や歴史・文化などを十分に活かし、「平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町」の指標のとおり、市民がお互いの人権を尊重し合い、共通の誇りを持ち、心豊かに暮らすまちをめざしています。そのため、魅力ある市街地を形成し、にぎわい、活力ある都市づくりを進めるため、誰もが共に平等に、安全・安心・快適で自立した社会生活が送れ、まちの魅力が高まるようにバリアフリー化を推進します。特にバリアフリー法の趣旨に則り、移動に関わる旅客施設、車両、歩行空間、公園、建築物等についての整備を、重点的かつ一体的に行います。なお整備にあたっては、平常時の昼間だけでなく、夜間や悪天候時、緊急時・災害時も含め、様々な状況を考慮したきめ細やかなバリアフリーを検討します。

●心のバリアフリーの方向性（ソフト面）

市民一人ひとりがバリアフリーについての理解を深め、互いに助け合う心配りのあるまち、来訪者へのおもてなし精神あふれるまちを実現するため、啓発、教育、人的支援等の取組を継続的に行います。

●進め方（実施体制）

協働のまちづくりを推進するため、市民・事業者・行政が互いに協働しながら、横断的な連携を十分に図りつつ、バリアフリー化の進捗状況を継続的に把握する必要があります。バリアフリー整備の内容やその効果を評価し、改善を図りながら継続的に取り組む他、社会変化や利用者のニーズ等を考慮し、必要に応じた見直しを行うことで、段階的・継続的な取組(スパイラルアップ)につなげます。

1.2 基本方針

基本理念に掲げる「人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり」を実現するため、旧基本構想で位置付けられた基本的な方向性を踏襲するとともに、社会情勢の変化に対応した新たな取組を追加し、市域全体のバリアフリー化を推進していきます。

方針1:生活関連施設等のユニバーサルデザイン化

SDGs(持続可能な開発目標)などの国際的な取組として、持続可能な社会づくりに向けた、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が進められています。

本市においても年齢、性別、障害の有無や、LGBTQ+等の多様なセクシャリティなどに関わらず、生活関連施設等において、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいた、安心して暮らしていける施設づくりに取り組みます。

方針2:安全・安心、快適に移動できる空間の確保

誰もが安全に安心して歩くことができる歩行者の移動の安全性向上のため、歩道の改修、信号や視覚障害者誘導用ブロックの整備に取り組みます。歩道の未整備区間については、道路幅員や周辺環境を考慮し、歩車共存の道路空間づくりを進めます。

方針3:交通環境の利便性の向上

高齢者、障害者、子育て世代等が支障なく快適に日常生活や社会生活を送るためには、鉄道やバスの公共交通機関において、誰もが安心して利用できる交通環境の整備が必要です。

そのため、公共交通機関についてはハード面の整備と、啓発、教育、人的支援等のソフト面の充実について、バランスよくバリアフリー化に取り組みます。

方針4:誰もがわかりやすいまちづくり

初めて大和郡山市を訪問する来訪者も含め、誰もが容易に情報を入手、発信できるような配慮を行います。また、平等な社会参加を実現することを目標に、各施設や経路のバリアフリー状況を示した案内表示の設置や情報提供・発信等を図ります。

方針5:心のバリアフリー推進のまちづくり

どんなにハード整備が進んでも、利用者の配慮の有無で、十分に活用されない事もあります。市民一人ひとりが互いに尊重し、譲り合い、助け合う心を育て、バリアフリーのまちづくりをめざします。

市民一人ひとりがバリアフリー化についての理解を深め、互いに助け合うあたたかな心配りのあるまちを実現するため、研修の充実、周知・啓発等の実施、講演会・講座等の開催、緊急時・災害時におけるバリアフリー化の推進等に取り組みます。

また、外見ではわかりにくい障害にも目を向け、さまざまな事情を抱える方も安心して暮らせる地域づくりを進めます。

1.3 整備の方針

本市では、平成 24 年度(2012 年度)から旧基本構想において、JR・近鉄郡山駅周辺地区を重点整備地区に設定し、旅客施設、道路、公園、建築物等についてのハード面の整備や、市民一人ひとりのバリアフリー化についての理解を深めるためのソフト面の取組を進めてきました。

これまで重点整備地区を中心に進めてきた移動等円滑化の促進に係るハード、ソフト両面の取組を市域全体に広げていくため、近年の状況を踏まえた取組を新たに位置づけ、バリアフリー化を推進していきます。

方針1:生活関連施設等のユニバーサルデザイン化

[全体]

- トイレの利便性向上(バリアフリーストイル・洋式トイレ等)
- 歩道と出入口部の連続性の確保
- 障害者等にも配慮した駐車場の整備、改善
- 案内・情報提供の充実(音声案内・文字案内・手話等含む)
- 非常時の情報提供の方策検討(特に聴覚障害者)

[駅舎]

- 移動等円滑化された経路の改善
- ホームの安全性の向上
- トイレ等の駅施設の改善

[市役所]

- 緊急時もわかりやすい情報提供の方策

[社会福祉会館]

- トイレ、エレベーター等の改善

[商業施設、医療施設等]

- バリアフリーな出入口への改善

[学校]

- トイレ、エレベーター等の改善
- ※小学校のトイレ改修についてはすべて完了
- 令和 7 年度(2025 年度)中学校のトイレ改修についても完了予定

方針2:安全・安心、快適に移動できる空間の確保

[道路]

- 溝蓋の改修
- 舗装不良箇所の修繕
- ポールや電柱等の見直し
- 歩行者と自動車の共存方策の検討
- 夜間、悪天候時にも配慮したきめ細やかな整備

[歩道]

- 視覚障害者誘導用ブロックの新設、改修
- デコボコや段差のある歩道の改修
- 歩きやすさや雨天時を考慮した路面舗装への改修

[交通施設]

- 安全に横断できる交差点への改良

方針3:交通環境の利便性の向上

[バスターミナル]

- 利用しやすいバスターミナルへの改善
- 駅とバスの乗り継ぎのしやすさの向上(案内の改善等)
- わかりやすい情報、案内の方策検討

[駅舎]

- プラットホームやトイレ、エレベーターの改善
- 駅周辺の安全性確保方策の検討

[車両]

- バリアフリー車両の導入

方針4:誰もがわかりやすいまちづくり

- すべての人にわかりやすいサイン(ひらがな併記等)の整備の検討
- 点字、音声、文字案内の充実や、移動支援のための環境づくり等、障害者等に配慮した案内の方策検討

方針5:心のバリアフリー推進のまちづくり

- バリアフリーに関連した啓発活動(自転車、車いす用駐車スペースの利用マナー)
- バリアフリー教育の推進(学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入等)
- 市民、事業者、行政が協働するしくみづくり
- バリアフリー整備の内容や進捗状況の情報提供(バリアフリーマップの作成・配布等)
- 整備に対する評価やそのフォローアップ(当事者の意見を反映するしくみ)
- 年齢、性別、障害の有無や LGBTQ+等の多様なセクシャリティなどに配慮した取組

2. 移動等円滑化促進地区の方針

2.1 地区設定の考え方

移動等円滑化促進地区の設定にあたっては、第3章「1-1.基本理念」を踏まえ、以下の考え方にに基づき、利用者視点に立ったユーザビリティ向上の観点から設定します。

※ユーザビリティ…特定の利用者が特定の利用状況において、なるべく簡単に迷わず、ストレスを感じずに使用・操作して、利用者の目的を果たせる度合い

①多くの当事者・市民が利用し、バリアフリー化を進めることが有効な地区の設定

市内の主要な鉄道駅や公共施設、福祉施設、商業施設、病院など、高齢者・障害者等が利用する施設が複数立地する地域や、総合的な都市機能の増進を図るうえで重要な拠点として関連計画等で位置付けられた地域など、面的なバリアフリー化が必要である地区を移動等円滑化促進地区として設定します。

②地域発案による地区の設定

地域におけるユニバーサルデザインに関わるまちづくり活動の活発化、地域のニーズの高まりに合わせ、移動等円滑化促進地区の設定や範囲・内容の見直しについて、地域からの意見(まち歩き点検やパブリックコメント等)を踏まえて検討し、設定します。

③まちや社会の変化に応じた見直し

本基本構想は、まちづくりの進展や移動環境の変化、法令改正や基準の改定などを踏まえ、当事者、市民の意見をもとに、本基本構想の検証・改定を継続的に行っていきます。また、移動等円滑化促進地区の設定においても、まちや社会の状況に応じて、適宜、地区の設定やその範囲・内容について見直しを検討します。

2.2 移動等円滑化促進地区の設定

本市には郡山城跡を中心とした中心市街地や南部の昭和工業団地、それらと周辺の市町をつなぐ広域道路網があり、その南北を JR 関西本線と近鉄橿原線が縦断しています。駅を結節点としてバス路線が形成され公共施設や商業等サービス機能が集まっていることから、居住者や鉄道利用者が多く集まる鉄道駅周辺は、市民等の暮らしの中心となっています。

また、本市の都市計画マスタープランにおいては、「誰もが安心して、居心地がよく歩きたくなるまちづくり」「市民活動を支える良好な交通環境をめざします」という道路・交通施設整備の方針に基づき、駅及び駅周辺や歩道のバリアフリー化の推進が掲げられています。

【移動等円滑化促進地区の設定方針】

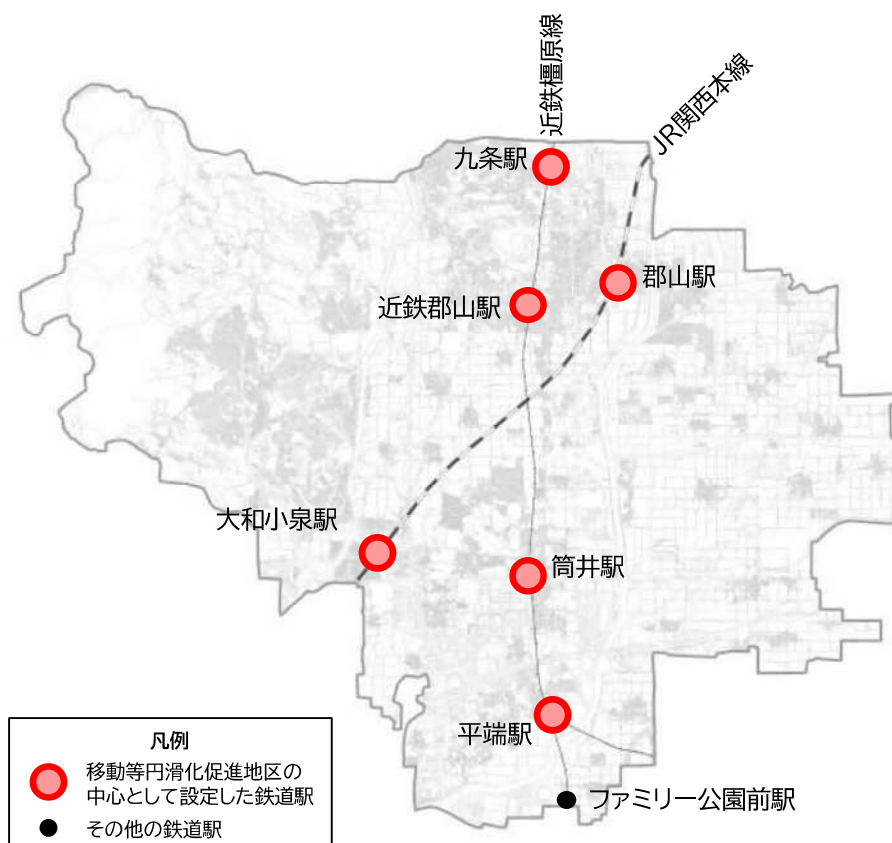
- ① 乗降客数が平均3,000人以上/日の駅を中心とした地区(バリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針より)
- ② 多くの市民や来訪者が利用する駅(乗降者数の多い駅から優先して設定)の周辺地区で、当該駅から徒歩圏(概ね半径 500m、施設の立地状況等によっては1km以内)に、不特定多数の市民、高齢者・障害者等が常に利用する施設(以下、「生活関連施設」)が3か所以上立地する地区を移動等円滑化促進地区とする。なお、「旧基本構想」で重点整備地区とされていた地区は移動等円滑化促進地区とする。
- ③ 地域発案があった地区や、駅周辺以外で生活拠点が形成されている地区で、地区の中心地から徒歩圏に、3か所以上の生活関連施設が立地する地区についても、移動等円滑化促進地区としての設定を検討する。
- ④ 今後のまちづくりの進展、社会状況の変化等に応じ、移動等円滑化促進地区の設定・変更を検討する。

こうした本市の状況や旧基本構想の検証結果および「2.1 地区設定の考え方」を踏まえ、以下の方針により、移動等円滑化促進地区を設定します。



■ 移動等円滑化促進地区(5地区)

①	九条駅 周辺地区
②	JR・近鉄郡山駅 周辺地区
③	大和小泉駅 周辺地区
④	筒井駅 周辺地区
⑤	平端駅 周辺地区



【移動等円滑化促進地区の設定要件】

(「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」より)

- ・高齢者・障害者等が、日常生活等で常に利用する施設が複数立地すること
- ・これらの施設が徒歩圏内(概ね4km)に集積し、施設間の移動が徒歩であること

2.3 生活関連施設の設定

移動等円滑化促進地区内に立地する当事者・市民が多く利用する施設を生活関連施設として設定します。

【本基本構想における設定の考え方】

- ① 常に多数の人が利用する施設(災害時等に多数の人が利用する避難所を含む)
- ② 高齢者、障害者等の利用が多い施設
- ③ 生活関連施設はネットワークの起終点となるため、既にバリアフリー化されている施設であっても設定



施設区分	設定基準
公共施設等	常に多数の人が利用する公共性の高い施設
旅客施設	乗降客数が平均3,000人以上/日の鉄道駅
教育・文化施設	バリアフリー法に基づく基準の適合義務がある延べ面積2,000㎡以上の施設
商業施設	
医療・福祉施設	
宿泊施設	
都市公園	多数の人の利用が想定される広域公園、総合公園、地区公園、近隣公園
路外駐車場	駐車場法の届出対象の路外駐車場であり、生活関連施設に隣接しているか、又は生活関連経路の途中にある500㎡以上の路外駐車場
観光施設	地域の観光資源として地域外からの来訪者も多く訪れる観光施設
学校	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専門学校
その他	上記以外で、地域等で要望が高い施設については、地区の状況を踏まえ設定

【生活関連施設 法律上の定義】

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

【国ガイドラインの考え方】

- ・常に多数の人が利用する施設を選定する
- ・高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する

2.4 生活関連経路の設定

移動等円滑化促進地区内の生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路として設定します。

【本基本構想における設定の考え方】

以下の①～③を踏まえ、地域の実情、施設の利用実態等に応じ、生活関連経路を設定します。

- ① 生活関連施設の立地状況等を踏まえ、生活関連施設への移動の利便性や地区の回遊性向上に資する生活関連施設相互間の経路
- ② より多くの人が利用する経路
- ③ 「旧基本構想」で生活関連経路として位置付けた路線については、今後も継続的にバリアフリー化に取り組む必要があることから、生活関連経路に設定

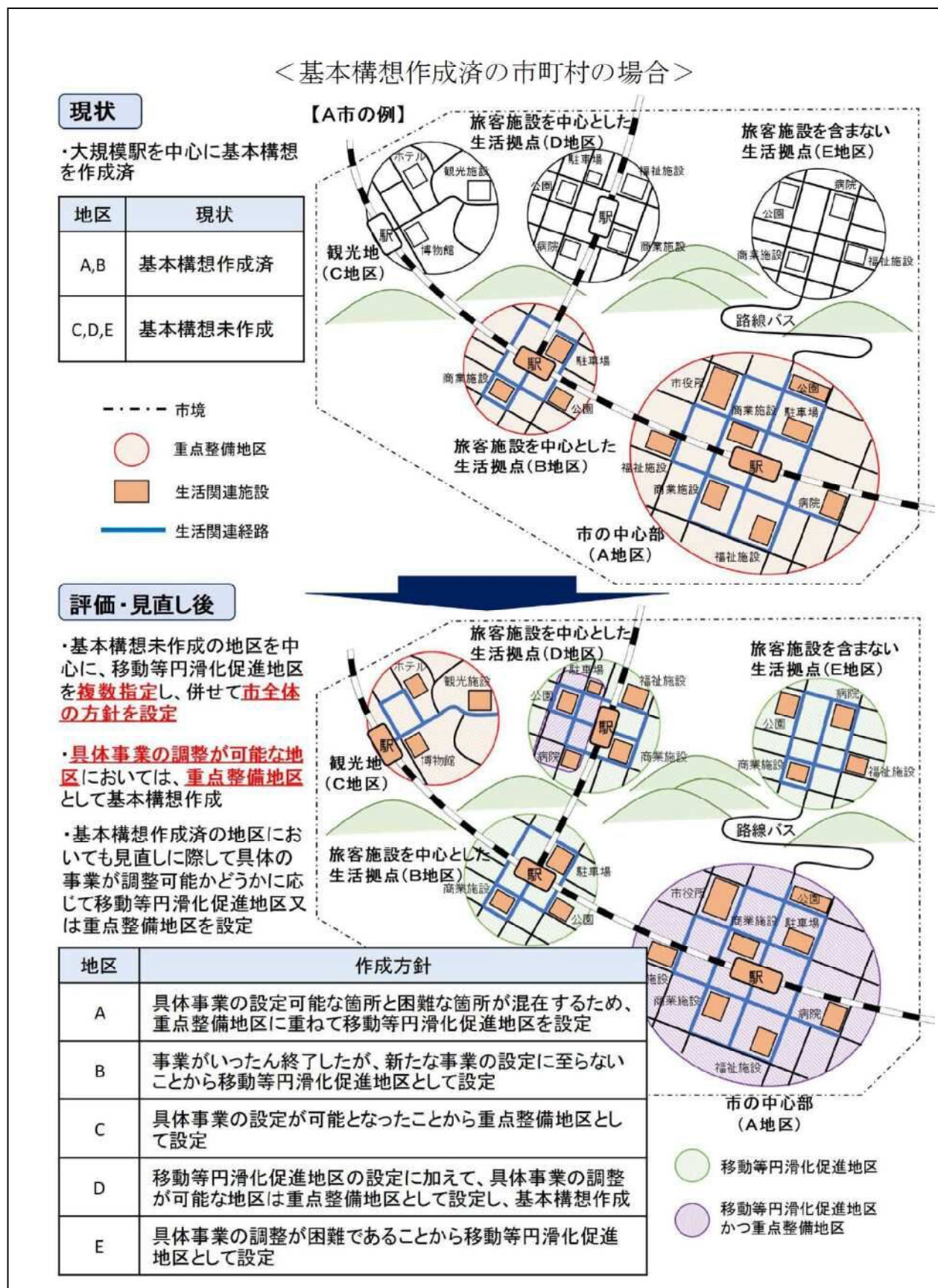
【生活関連経路 法律上の定義】

生活関連施設相互間の経路

【国ガイドラインの考え方】

- ・より多くの人が利用する経路を設定する
- ・生活関連施設相互のネットワークを確保する

【参考：移動等円滑化促進方針と基本構想の作成イメージ】



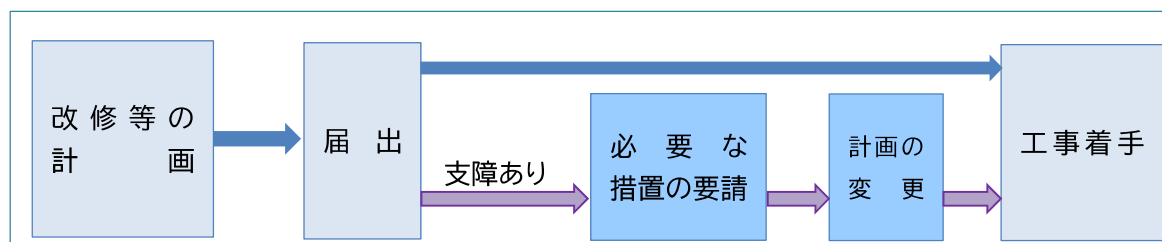
【出典】「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」
令和3年(2021年)3月国土交通省

2.5 旅客施設と道路(駅前広場)の連続性の確保:届出制度

多くの人が利用する駅をはじめ、旅客施設に接続する駅前広場や道路は、特に移動の連続性に配慮することが必要です。

バリアフリー法第24条の6の規定により、公共交通事業者等又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区内において、旅客施設や道路の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合には、当該行為に着手する 30 日前までに市に届け出なければならないこととされています。

この届出があった場合に市は、移動等円滑化促進地区のバリアフリー化を図る上で、支障があると認めるときは、届出に係る行為の変更等の必要な措置を要請します。



◆届出制度の対象の指定

【駅と道路(駅前広場等)の改良等に当たっての届出が必要な駅及びその周辺】

地区名	旅客施設	道路(市道)	届出の対象範囲
JR・近鉄 郡山駅 周辺地区	JR 郡山駅 (東口)	駅前広場線	駅前広場(ロータリー)との 連続性確保
	JR 郡山駅 (西口)	城廻線	
	近鉄郡山駅 (東口)	電車停留所線	鉄道駅施設との連続性確保
	近鉄郡山駅 (西口)	三の丸西岡新木線	
平端駅 周辺地区	平端駅	宮堂昭和線 近鉄駅前北線	駅前広場(ロータリー)との 連続性確保
大和小泉駅 周辺地区	JR 大和小泉駅	JR 大和小泉駅歩行者専用道路線	鉄道駅施設との連続性確保
	JR 大和小泉駅 (東口)	大和小泉東広場線	
	JR 大和小泉駅 (西口)	大和小泉駅西広場線	
	JR 大和小泉駅 (西口)	JR 小泉駅西側歩行者専用道路線	駅前広場(ロータリー)との 連続性確保
筒井駅 周辺地区	筒井駅	筒井線	鉄道駅施設との連続性確保
九条駅 周辺地区	九条駅 (東口)	三の丸北郡山何和九条線	駅前広場(ロータリー)との 連続性確保
		九条駅前線	
	九条駅 (西口)	九条出口線支線	鉄道駅施設との連続性確保
		九条出口線	駅前広場(ロータリー)との 連続性確保

3. 移動等円滑化促進地区の設定

3.1 設定する内容

移動等円滑化促進地区では、地区の状況に応じて地域や事業者と連携しながら、第3章「1. 移動等円滑化の基本的な考え方」に位置付けた方針等を具体化していきます。

以下に、市全体として取り組む各地区の位置や区域、取組方針、生活関連施設、生活関連経路を示します。今後、基本構想の点検や見直しの際に、当事者・市民や地域の意向、実施する事業内容等を踏まえ、必要に応じて、地区ごとの方針の見直しを行います。

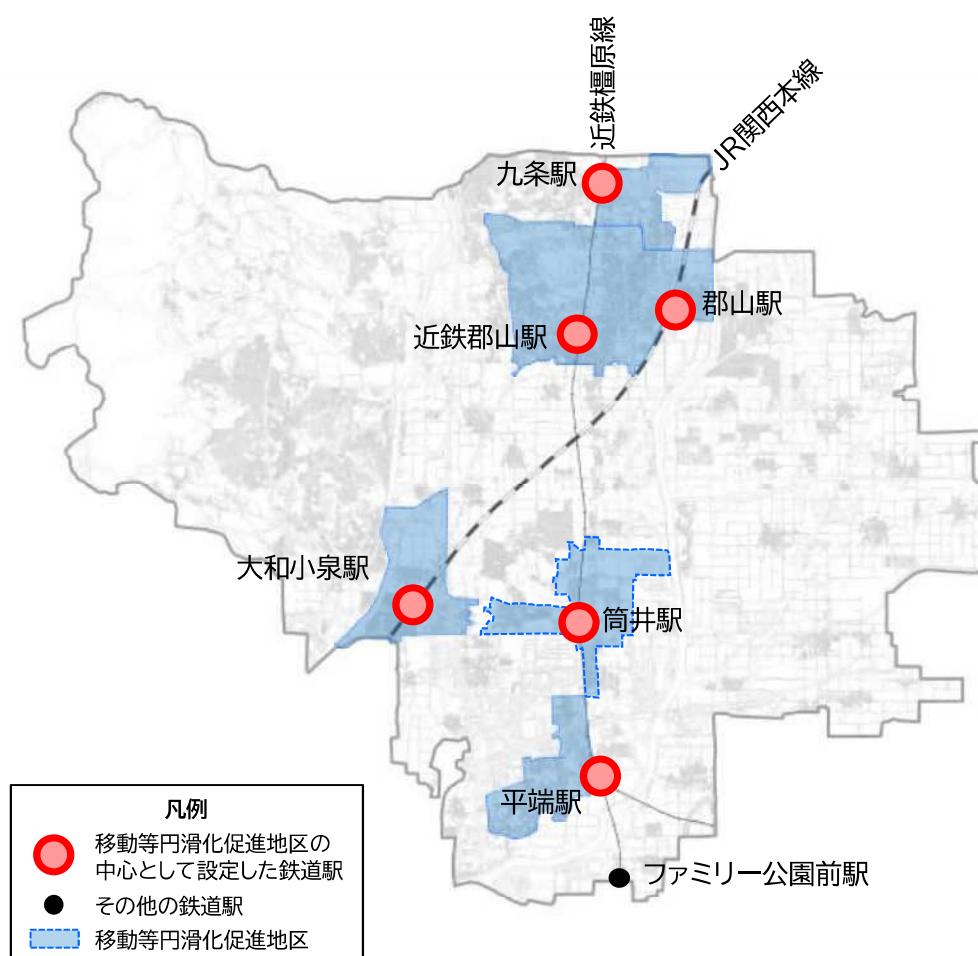


図.移動等円滑化促進地区の位置・区域

3.2 JR・近鉄郡山駅周辺地区

(1) 地区特性

JR 郡山駅、近鉄郡山駅および県道大和郡山上三橋線を中心に地区の 1/3 程度が商業地域となっており、その周辺には住宅地が広がっています。

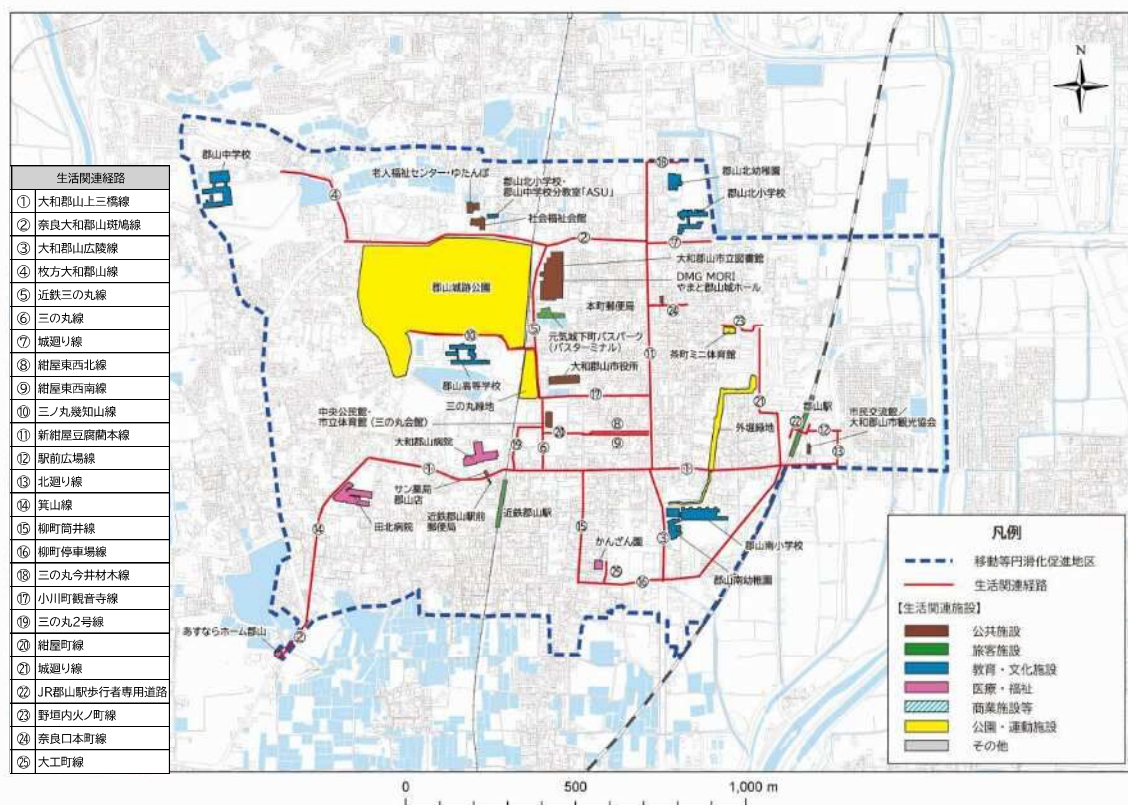
JR 郡山駅、近鉄郡山駅の近くには路線バスやコミュニティバスが発着するバスターミナルがあり、公共交通の結節点となっています。また、市役所等の公共施設が集積しています。

一方、大和郡山市都市計画マスタープランでは、「生活道路の整備状況」「歩道・自転車道や自転車通行帯の整備状況」が地区の課題としてあげられています。

また、現在、近鉄郡山駅周辺整備事業が進行中であり、令和 12 年度(2030 年度)に新近鉄郡山駅の供用開始、令和 14 年度(2032 年度)には駅前広場・バスロータリー・駅前駐車場・現駅舎跡地を整備し、グランドオープンを迎える予定です。

(2) 地区の取組方針

- ◆ 近鉄郡山駅周辺整備事業においては、多様な人が安心して利用できるユニバーサルデザインによる施設整備を目指します。
- ◆ 多様な人々の利用が想定される生活関連施設および施設間を連絡する生活関連経路は、旧基本構想で定めた特定事業の進捗状況等を踏まえ、誰もが安全に移動・利用しやすい環境を拡充し、JR 郡山駅、近鉄郡山駅周辺の面的なバリアフリー化を実現します。
- ◆ 地区の北側は、九条駅周辺地区と隣接していることを踏まえ、生活関連経路を連続させて一体的・連続的なバリアフリー空間を形成します。
- ◆ 本市の玄関口となる地区であり、多様な来街者の利用に配慮し、施設や経路のバリアフリー整備と合わせ、案内誘導や心のバリアフリーに関するソフト施策を重点的に推進します。



3.3 大和小泉駅周辺地区

(1) 地区特性

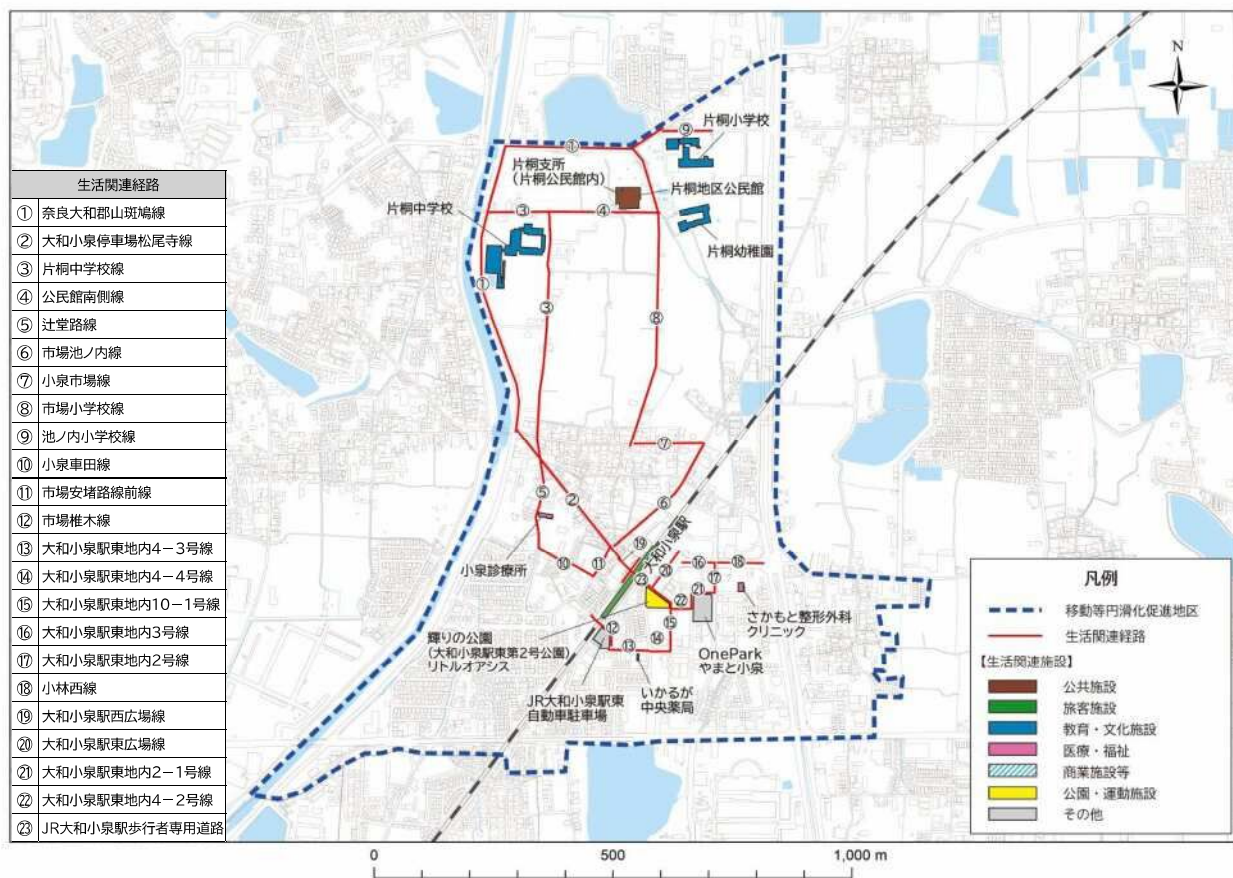
大和小泉駅は、大和郡山市都市計画マスタープラン(地域別構想)の地区区分では西地区と南地区の境界に立地しており、その周辺に商業・業務機能が集積しています。大和小泉駅は市内で近鉄郡山駅に次いで利用者が多い駅であり、多くの人でにぎわう中心市街地が形成されています。

大和小泉駅周辺では土地地区画整理事業が実施され、整然としたまちなみが形成されています。

住民アンケートによると、大和小泉駅が位置する西地区の定住意向は、市全域(70.4%)に対し67%と低く、その理由として、通勤・通学、通院・買い物など日常生活において公共交通が不便ということが挙げられています。また、満足度が低く重要度が高い項目として生活道路の整備、歩道・自転車道の整備等が挙げられている状況です。〔【出典】「大和郡山市都市計画マスタープラン」〕

(2) 地区の取組方針

- ◆ 地区の玄関口となる大和小泉駅と駅前広場は、一定のバリアフリー対応が図られていますが、高齢者や障害者等がより利用しやすいような環境を整えます。
- ◆ 高齢者や障害者を含めた多様な住民等の利用を想定し、公共施設や大規模施設のみならず、比較的小規模な日常利便施設も含め、生活関連施設および施設間を連絡する生活関連経路のバリアフリー化を図ります。
- ◆ 歩道のない道路や水路沿いを通る道路のある現状に対し、用地制約を踏まえた多様な手法を用いて、歩行空間の安全性を確保します。



3.4 平端駅周辺地区

(1) 地区特性

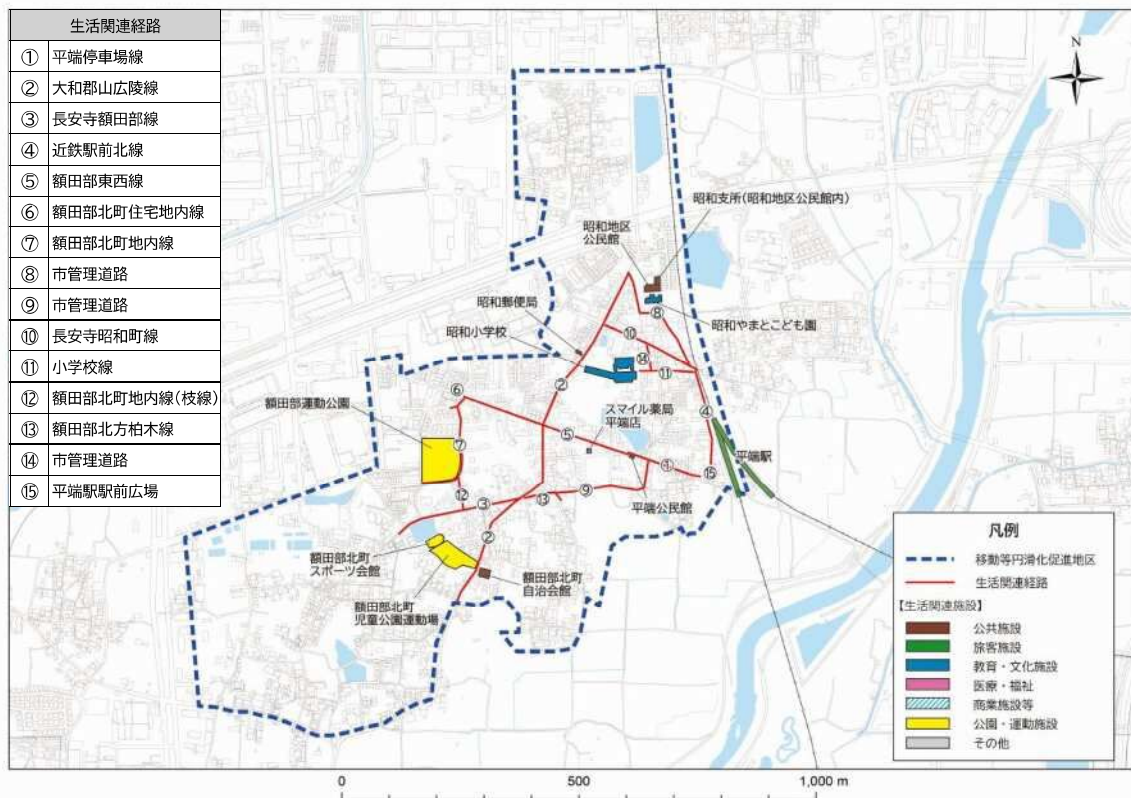
平端駅は、駅の西側に商業・居住エリアが広がり、昭和工業団地付近では、住宅地と工業団地が混在した土地利用が見られます。また、駅周辺では再整備が計画され、今後に向けたまちづくりの機運が高まっています。一方で、戸建て住宅を中心とした住宅地は道路幅員が狭く、歩行者と車両の接触が懸念される箇所や、見通しの悪い箇所が見られる状況です。

地区には避難施設に指定されている運動公園、小学校や公民館が複数立地しており、災害時には多様な住民が利用することが考えられます。

平端駅再整備計画検討時の住民アンケートでは、「自家用車での送迎のしにくさ」「歩道の狭さや歩にくさ」が課題として挙げられています。

(2) 地区の取組方針

- ◆ 地区の玄関口となる平端駅は、一定のバリアフリー対応が図られていますが、高齢者や障害者等がより利用しやすいような環境を整えます。
- ◆ 駅西のロータリーは、バスやタクシーの乗り場があるものの、歩行空間が限定的で段差もあることから、バリアフリー化を図ります。
- ◆ 高齢者や障害者を含めた多様な住民等の利用を想定し、公共施設や大規模施設のみならず、比較的小規模な日常利便施設も含め、生活関連施設および施設間を連絡する生活関連経路のバリアフリー化を図ります。
- ◆ 歩道のない道路は、用地制約を踏まえた上で、多様な手法を用いて、歩行空間の安全性を確保します。
- ◆ 駅東側の市街化調整区域は、まちづくりの熟度を踏まえ、今後、移動等円滑化促進地区への位置付けを検討します。



3.5 九条駅周辺地区

(1) 地区特性

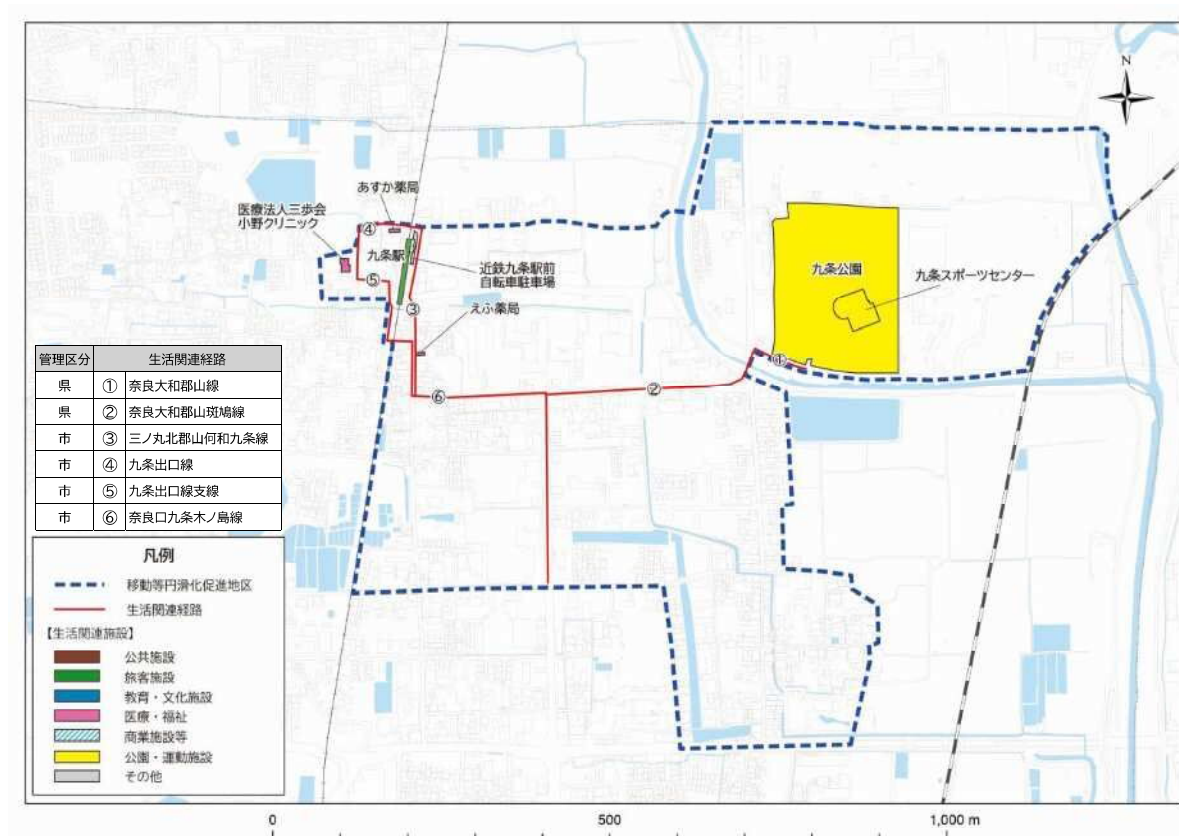
九条駅の東西に駅前広場等が整備されています。駅東側は近隣商業地域に指定されており、駅前にふさわしい土地利用の推進が図られています。

また、駅南側は JR・近鉄郡山駅周辺地区とも隣接しており、工業・商業・住居の土地利用が混在しています。

東側の市街化調整区域には九条公園や九条スポーツセンターなどのレクリエーション施設が立地しています。

(2) 地区の取組方針

- ◆ 地区の玄関口となる九条駅や東西の駅前広場は、高齢者や障害者等がより利用しやすいような環境を整えます。
- ◆ 高齢者や障害者を含めた多様な住民等の利用を想定し、公共施設や大規模施設のみならず、比較的小規模な日常利便施設も含め、生活関連施設および施設間を連絡する生活関連経路のバリアフリー化を図ります。
- ◆ 地区の南側は、JR・近鉄郡山駅周辺地区と隣接していることから、地区間を結ぶ生活関連経路の移動等円滑化を図り、一体的・連続的なバリアフリー空間を形成します。



3.6 筒井駅周辺地区

(1) 地区特性

筒井駅周辺は、商業地域に指定されており、駅前商店街を中心として店舗が多数あります。

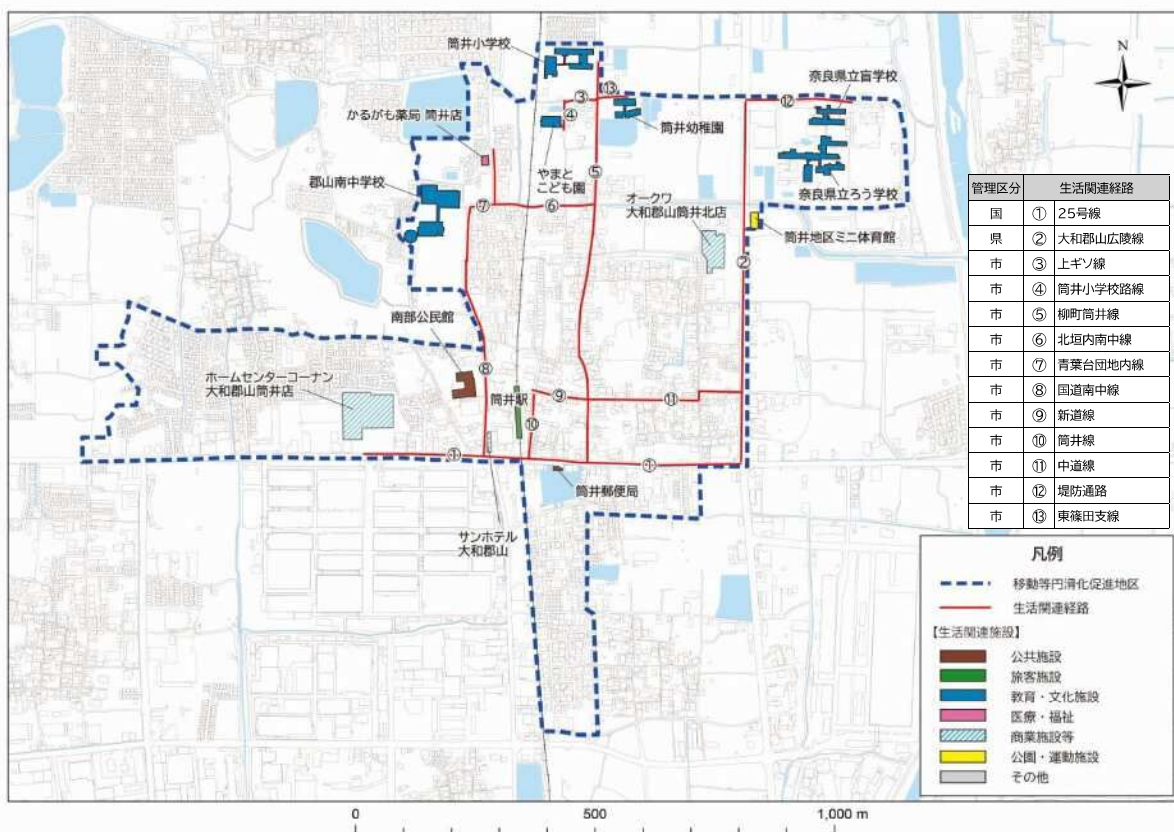
駅周辺の東西を住宅が取り囲むように立地しています。また、駅の南側を走る国道 25 号や県道大和郡山広陵線などに囲まれた街区等では、工業系の土地利用や沿道型店舗、住居系の土地利用が共存しています。

駅から北東方面には奈良県内唯一の盲学校及びろう学校があります。

地区の東側を流下する佐保川が近いことから、「避難所や避難経路等の整備」「洪水や火災等の災害対策」が課題の一つとなっています。〔出典〕「大和郡山市都市計画マスタープラン」

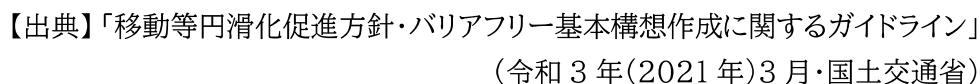
(2) 地区の取組方針

- ◆ 地区の玄関口となる筒井駅は、高齢者や障害者等がより利用しやすいような環境を整えます。
- ◆ 高齢者や障害者を含めた多様な住民等の利用を想定し、公共施設や大規模施設のみならず、比較的小規模な日常利便施設も含め、生活関連施設および施設間を連絡する生活関連経路のバリアフリー化を図ります。
- ◆ 地区の北東に、県立盲学校および県立ろう学校が立地することに留意し、学校施設はもとより、筒井駅や周辺の生活関連施設を結ぶ生活関連経路を重点的にバリアフリー化します。



1. 基本構想の概要

バリアフリー基本構想では、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、面的なバリアフリー化を図ることを目的として、移動等円滑化促進地区の一部を重点整備地区に設定できます。また、重点整備地区内の生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化を図るために必要となる事業を特定事業として位置付けます。



- 36 -

1.2 重点整備地区の設定

重点整備地区とは旅客施設を中心とした地区、高齢者・障害者などが利用する施設が集まった地区であり、公共交通機関・建築物・道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために設定されるものです。

バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針の以下に示す要件を踏まえ、JR・近鉄郡山駅周辺地区、大和小泉駅周辺地区、平端駅周辺地区の3地区を対象とし、前章で定めた移動等円滑化促進地区内に、重点整備地区を設定します。

【バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針において定められている要件】

①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

基本方針では、原則として生活関連施設が概ね3以上あることとしています。また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区としています。なお、旧・交通バリアフリー法と異なりバリアフリー法では、旅客施設を含まない重点整備地区の設定が可能です。

②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

重点整備地区は、その趣旨から、バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区であることが求められます。基本方針では、高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性のほか、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区であることを求めています。

③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

基本方針では、ここでの都市機能として、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等を掲げています。

各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、このような様々な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であることが求められます。

④境界の設定等

重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定める必要があります。なお、重点整備地区の区域が市町村界を越える場合は、隣接市町村と連携して基本構想を作成する必要があります。

【出典】「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」(令和3年(2021年)3月・国土交通省)





■ 重点整備地区(3地区)

バリアフリー法等の要件	要件への適合状況		
	JR・近鉄郡山駅 周辺地区	大和小泉駅 周辺地区	平端駅 周辺地区
①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区	JR・近鉄郡山駅を中心とした徒歩圏に多数の生活関連施設が集積	大和小泉駅を中心とした徒歩圏に3以上の生活関連施設が立地	平端駅の西側を中心とした徒歩圏に3以上の生活関連施設が立地
②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区	多様な都市機能が集積する中心拠点で近鉄郡山駅周辺整備事業も控える	近鉄郡山駅に次ぐ乗降客数を誇る大和小泉駅を中心とした地域拠点	地域拠点であり、まちづくり基本構想も策定済で、地域の機運が高い
③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区	立地適正化計画の都市機能誘導区域及び居住誘導区域に位置づけしている	立地適正化計画の居住誘導区域内に位置づけしている	立地適正化計画の居住誘導区域外だが、まちづくり基本構想で駅周辺の都市機能の充実を位置づけしている
④境界の設定等	要件を踏まえ、重点整備地区の境界は、地形地物等で明確に区分・表示		

1.3 市民・地域等の意見の把握

基本構想の策定に当たっては、地区の特性やバリアフリー状況等を踏まえ、高齢者、障害者等の当事者や市民、地域の意向を把握・反映しながら検討を進めます。

また、基本構想の点検や見直しの際に、必要に応じて、移動等円滑化促進地区の区域の変更、生活関連施設や生活関連経路の追加・変更等、地区設定の方針の変更についても検討します。

1.4 特定事業等の概要

(1) 特定事業等の種類

① 特定事業

特定事業とは、重点整備地区における生活関連施設・経路のバリアフリー化を具体化するために位置付ける事業です。「基本方針」や「まち歩き点検ワークショップ」の結果を踏まえ、各地区の生活関連施設、生活関連経路の施設管理者と協議を行い、特定事業を設定します。

なお、特定事業は、「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「路外駐車場特定事業」、「都市公園特定事業」、「建築物特定事業」、「交通安全特定事業」、「教育啓発特定事業」に分けられます。

公共交通特定事業 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーターなど）の整備やそれに伴う施設の構造の変更	都市公園特定事業 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な公園施設の整備
道路特定事業 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、エレベーター、案内標識など）の設置や構造の改良	建築物特定事業 特定建築物のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
路外駐車場特定事業 路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備	交通安全特定事業 バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識等の設置や、生活関連経路における違法駐車行為の防止など
教育啓発特定事業 児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う体験、啓発事業や、住民その他の関係者の理解の増進に必要な啓発活動の実施に関する事業	

図. 特定事業の種類

② その他事業・ソフト事業

生活関連経路を構成する駅前広場、通路等のハード整備事業のほか、維持管理や補修・修繕の範疇で実施する事業、教育啓発特定事業としてソフト対策を実施しない場合にもハード整備と一体的に実施することが望ましいソフト対策等、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事業を「その他・ソフト事業」として設定します。

(2) 事業の目標年次

本基本構想における特定事業完了の目標時期は、以下のとおり定めます。

ただし、心のバリアフリー等に関する教育啓発特定事業は、目標年次を定めず継続的に取り組み、重点整備地区だけでなく市域全体に拡充していくものとします。

短期：おおむね5年以内に事業完了を目標に実施する事業
中期：おおむね10年以内に事業完了を目標に実施する事業
長期：10年より先または現段階では実施時期の未確定な施設改修や用地買収と併せた整備等が必要となる事業

2. 実施すべき特定事業等

2.1 JR・近鉄郡山駅周辺地区

(1) 重点整備地区等の設定

旧基本構想でも重点整備地区として位置付けていましたが、生活関連施設および生活関連経路を見直しました。これに伴い、重点整備地区の範囲を拡張するとともに、特定事業についても内容を更新しています。

① 生活関連施設

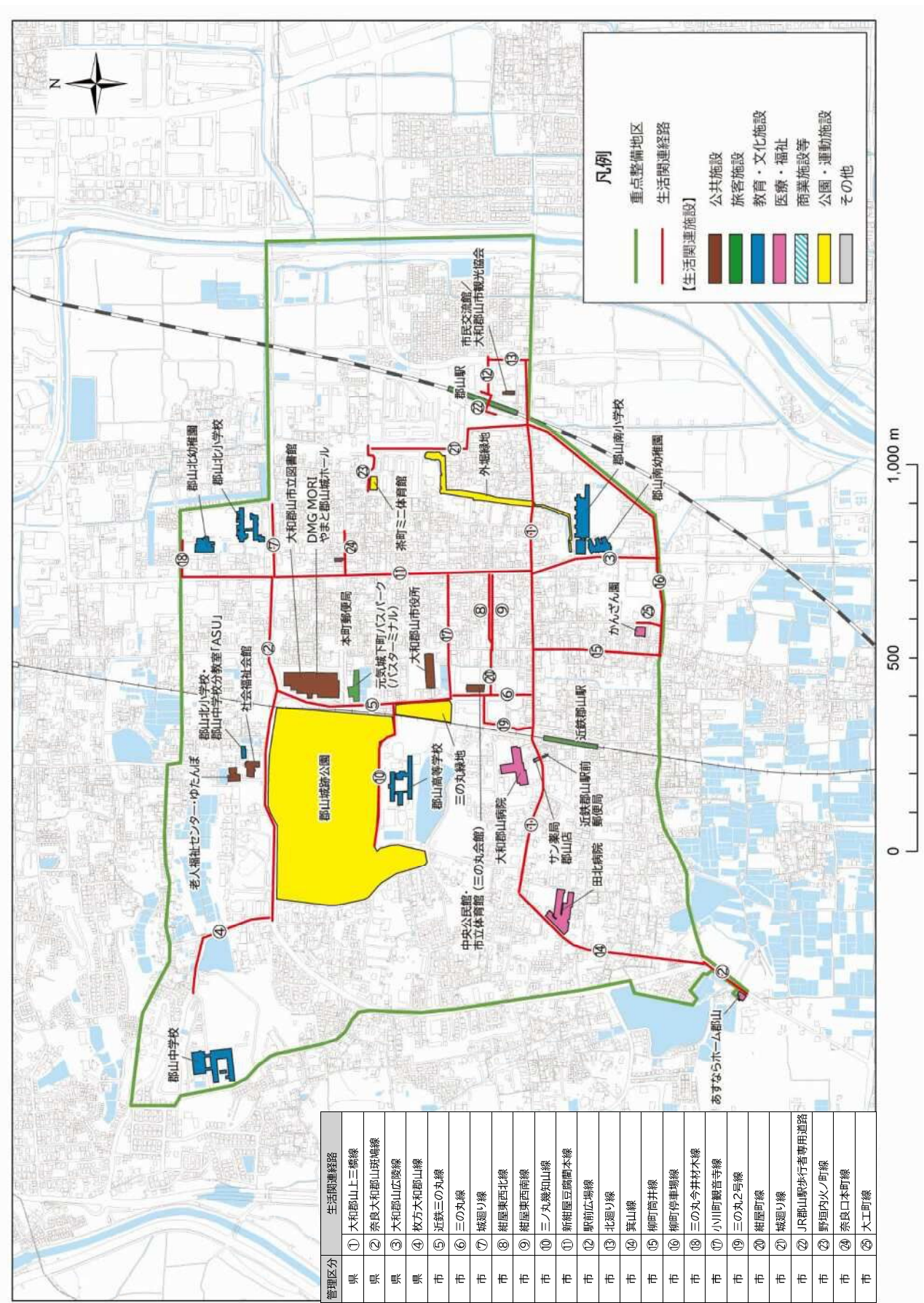
施設区分	施設名
旅客施設	JR 郡山駅
	近鉄郡山駅
	バスターミナル
公共施設等	大和郡山市役所
	三の丸会館(中央公民館・市立体育館)
	DMG MORIやまと郡山城ホール (文化会館、武道場、図書館)
	市民交流館
	茶町ミニ体育館
	近鉄郡山駅前郵便局
	本町郵便局
医療・福祉施設	大和郡山市社会福祉会館
	ゆたんぽ(老人福祉センター)
	かんざん園
	あすならホーム郡山
	大和郡山病院
	田北病院
	サン薬局郡山店
学校等	郡山北小学校
	郡山南小学校
	郡山中学校
	郡山北幼稚園
	郡山南幼稚園
	郡山高等学校
公園・緑地	郡山城跡公園
	三の丸緑地
	外堀緑地

② 生活関連経路

管理区分	生活関連経路	
県	①	大和郡山上三橋線
県	②	奈良大和郡山斑鳩線
県	③	大和郡山広陵線
県	④	枚方大和郡山線
市	⑤	近鉄三の丸線
市	⑥	三の丸線
市	⑦	城廻り線
市	⑧	紺屋東西北線
市	⑨	紺屋東西南線
市	⑩	三ノ丸幾知山線
市	⑪	新紺屋豆腐藺本線
市	⑫	駅前広場線
市	⑬	北廻り線
市	⑭	箕山線
市	⑮	柳町筒井線
市	⑯	柳町停車場線
市	⑰	三の丸今井材木線
市	⑱	小川町観音寺線
市	⑲	三の丸2号線
市	⑳	紺屋町線
市	㉑	城廻り線
市	㉒	JR郡山駅歩行者専用道路
市	㉓	野垣内火ノ町線
市	㉔	奈良口本町線
市	㉕	大工町線

太字:道路特定事業の対象

③ 重点整備地区（JR・近鉄郡山駅周辺地区）



(2) 特定事業

①公共交通特定事業に関する項目

【西日本旅客鉄道株式会社】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
郡山駅   	移動経路の円滑化	■経路の移動円滑化	済			
		■エレベーター設置	済			
		■改札口バリアフリー化	済			
	ホームの安全性確保	■床面バリアフリー化	済			
		■内方線付視覚障害者誘導用ブロックの設置	済			
		■ホームドアまたは可動式ホーム柵の設置			○	*1
		■車いす使用者の乗降用の渡り板等の設備	済			
		■音声案内・文字・光情報による列車接近警告	済			
	休憩等の設備	■ベンチ設置	済			
		■優先席表示	済			
	トイレの改良	■車いす使用者・オストメイト対応便房等の設置	済			
		□多目的シートを設置			○	*2
	案内情報のわかりやすさ	□音声案内や文字による運行情報の充実	済			
		□非常時の連絡手段の確保（事故発生時・災害時・エレベーター緊急停車時等）	済			*3

*1:令和14年度(2032年度)までにホーム柵あるいはホーム安全スクリーンを整備予定

*2:現在のバリアフリートイレは構造上必要スペースを確保できないため、駅舎の大規模改築時に多目的シートの設置を検討

*3:エレベーター緊急連絡ボタンおよび駅構内情報ディスプレイ設置済



エレベーター



オストメイト対応



おむつ交換台

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
近鉄 郡山駅  	移動経路の円滑化	■経路の移動円滑化	済			
		■改札口バリアフリー化	済			
	ホームの安全性確保	■床面バリアフリー化	済			
		■内方線付視覚障害者誘導用ブロックの設置	済			
		□ホームドアまたは可動式ホーム柵の設置		○		*1
		■車いす使用者の乗降用の渡り板等の設備	済			
		■音声案内・文字・光情報による列車接近警告	済			
	休憩等の設備	■ベンチ設置	済			
		■優先席表示	済			
	トイレの改良	■車いす使用者・オストメイト対応便房等の設置	済			
		□多目的シートを設置		○		*1
		□便房内フラッシュライト等の設置の検討		○		*1
		□便房内の呼び出しボタンの設置の検討		○		*1
	案内情報のわかりやすさ	□音声案内や文字による運行情報の充実	済			*2
		□非常時の連絡手段の確保（事故発生時・災害時・エレベーター緊急停車時等）	済			

*1:橋上駅舎化時に設置検討

*2:LED 式行先表示器



スロープの設置あり



オストメイト対応

【奈良交通株式会社】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
バス車両	■ノンステップバスの導入			○		*1
	■車内への電光表示板の設置		済			
その他	案内情報の わかりやすさ	□ノンステップバス運行情報の 提供	済			*2
		□わかりやすい時刻表や 路線図の検討	○			
		□障害者(視覚・聴覚・知的等) に配慮した情報 提供方策の 検討			○	*1
		□バスロケーションシステムの 導入検討	済			

*1:継続実施

*2:バリアフリー適合車両導入状況に併せて、運行情報を随時提供

【タクシー事業者】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
車両	■福祉タクシーの導入				○	*1
	□観光客の利用もふまえた福祉タクシー の利用促進				○	*1

*1:継続実施

②道路特定事業に関する項目

【奈良県】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

区間	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
①大和郡山上三橋線(北廻り線-箕山線)	歩行空間の改善	■側溝蓋の設置	済			
		■路側線の改良	済			
		■支障物件の移設・安全対策(電柱)	済			
	歩行空間の確保	□安全な歩行空間の確保方策を継続的に実施	済			
	踏切の改善	□障害者でも安全に横断できる踏切の検討(九条第12号踏切)	済			
②奈良大和郡山斑鳩線(新紺屋豆腐藺本線-社会福祉会館)	歩道の改善	■都市計画道路整備に伴う歩道の改善			○	
		□都市計画道路整備の推進(都市計画道路城廻り線の整備による安全な歩行空間の確保)			○	
②奈良大和郡山斑鳩線(丸山交差点-あすなろホーム郡山)	歩道の改善	■歩行空間の確保(有効幅員の確保による連続した歩行空間の形成)		○		
③大和郡山広陵線(大和郡山上三橋線-柳町停車場線)	歩道の改善	■歩道の改善	済			
		■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善	済			
④枚方大和郡山線(天理町交差点-郡山中学校)	歩道の改善	■歩行空間の確保	済			
		□舗装補修の検討	○			

【大和郡山市】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

区間	整備内容	期間			備考
		短期	中期	長期	
⑤近鉄三の丸線 (三の丸線-奈良 大和郡山斑鳩 線)	歩道の改善	■段差の解消 (歩道と車道乗り入れ部や 横断歩道との段差の解消)			済
		■舗装等の改良 (路面のデコボコの改良)			済
		■有効幅員の確保 (有効幅員の確保による連 続した歩行空間の形成)			済
		■視覚障害者誘導用 ブロックの設置・改善 (老朽箇所の修繕や連続し た敷設)			済
⑥三の丸線(大 和郡山上三橋線 -近鉄三の丸線)	歩道の改善	■段差の解消 (歩道と車道乗り入れ部や 横断歩道との段差の解消)			済
		■舗装等の改良 (路面のデコボコの改良)			済
		■交差点接続部の改良 (視覚障害者も安全に横断 できる交差点への改良:三 の丸会館南側横断歩道)			済
		■有効幅員の確保 (有効幅員の確保による連 続した歩行空間の形成)			済
		■視覚障害者誘導用 ブロックの設置・改善 (老朽箇所の修繕や連続し た敷設)			済
⑦城廻り線(郡山 北小学校東-新 紺屋豆腐蘭本 線)	歩道の改善	■段差の解消 (歩道と車道乗り入れ部や 横断歩道との段差の解消)			済
		■舗装等の改良 (歩道のデコボコの改良)			○
		■視覚障害者誘導用ブロック の設置・改善 (老朽箇所の修繕や連続し た敷設)			○
⑧紺屋東西北線 (外堀緑地-近鉄 三の丸線)	歩行空間の 確保	□転落防止策の検討 (周辺の景観等に調和し た、移動弱者や夜間の転落 防止策を検討)			済
		□歩行空間の確保の検討 (歴史や景観に配慮した歩 行空間の確保方策を検討)			済
⑨紺屋東西南線 (外堀緑地-近鉄 三の丸線)	歩行空間の 確保	□転落防止策の検討 (周辺の景観等に調和し た、移動弱者や夜間の転落 防止策を検討)			済
		□歩行空間の確保の検討 (歴史や景観に配慮した歩 行空間の確保方策を検討)			済

*1:継続実施

*2:フットライト(足元照明)設置、電柱移設済

区間	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
⑩三の丸畿知山線(近鉄三の丸線-郡山高等学校)	踏切の改善	■踏切の改善方策の検討 (九条第10号踏切)	済			
	歩行空間の確保	□歩行空間の確保の検討 (城跡公園の整備計画と連携した歩行空間の確保方策を検討)	済			
⑪新紺屋豆腐蘭本線(大和郡山上三橋線-奈良大和郡山斑鳩線)	歩道の改善	■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善 (老朽箇所の修繕)	済			
		■支障物件の改善 (バリアフリーに配慮した車止めの改善)	済			
⑫駅前広場線 (北廻り線-JR 郡山駅)	歩道の改善	■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善 (老朽箇所の修繕)	○			*1
⑬北廻り線(大和郡山上三橋線-駅前広場線)	歩道の改善	■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善 (老朽箇所の修繕)	済			
⑭箕山線(大和郡山上三橋線-田北病院)	歩道の改善	■有効幅員の確保の検討 (有効幅員の確保による連続した歩行空間の形成)			○	
⑮柳町筒井線 (大和郡山上三橋線-柳町停車場線)	歩行空間の確保	□歩行空間の確保の検討 (地元や関係者との協議のうえ交通規制も含めた歩行空間確保)			○	
⑯柳町停車場線 (大和郡山上三橋線-柳町筒井線)	歩行空間の確保	□歩行空間の確保の検討 (地元や関係者との協議のうえ交通規制も含めた歩行空間確保)			○	
⑰三の丸今井材木線(新紺屋豆腐蘭本線-近鉄三の丸線)	移動等円滑化の向上	■市役所への移動等円滑化の検討 (舗装等の改良、段差の解消、有効幅員の確保、視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良等による市役所への移動ルートの円滑化)		○		*1 *2

*1:継続実施

*2:市役所前整備、大手橋、踏切内の視覚障害者誘導用ブロック整備、舗装整備

区間	整備内容	期間			備考
		短期	中期	長期	
②城廻り線(外堀 緑地北門-大和 郡山上三橋線)	■段差の解消 (歩道と車道乗り入れ部や横 断歩道との段差の解消)	○			*1
	■舗装等の改良 (路面のデコボコの改良)	○			*1
	■支障物件の改善 (バリアフリーに配慮した車 止めの改善)	○			*1
	■視覚障害者誘導用ブロック の設置・改善 (老朽箇所の修繕や連続し た敷設)	○			*1
	□歩行空間の確保の検討 (歴史や景観に配慮した歩 行空間の確保方策を検討)	済			

*1: 令和 6 年度(2024 年度)、令和 7 年度(2025 年度)に整備予定

③都市公園特定事業に関する項目

【大和郡山市】

■: 特定事業 □: その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容	期間			備考
		短期	中期	長期	
郡山城跡公園 三の丸緑地	□バリアフリーに配慮した情報提供 (車いす・ベビーカー利用者、視覚障害者、 聴覚障害者等が城跡公園を利用する際の利 用ルートや注意事項、トイレ等の施設状況に ついて情報提供)	済			
	■公園内のトイレの整備 (公園利用者の動線や利用状況をふまえ、障 害者、乳幼児連れ等に配慮したバリアフリー トイレの改善・整備)	済			
	□歴史に配慮した公園内のバリアフリー化の 推進 (郡山城跡の歴史・文化や周辺景観との調和 に配慮しつつ、都市公園移 動等円滑化基準 等に準じた公園のバリアフリー化を「郡山城 跡公園基本計画」に基づき推進)			○	*1 *2
外堀緑地	■移動等円滑化された経路の確保 (生活関連経路の一部として移動等円滑化 された経路を確保するため、車いすやベビ ーカーでも移動しやすい舗装への改善、縦断 勾配のきつい箇所の改善、視覚障害者や聴 覚障害者に配慮した案内誘導方策、夜間の 照明等について検討し、随時整備していく。 なお、これらの検討にあたっては歴史・文化 や景観にも配慮)	済			

*1: 令和 4 年(2022 年)郡山城跡公園の大部分が史跡に指定

*2: 継続実施

④建築物特定事業に関する項目

a 公共施設等

【大和郡山市】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
大和郡山市役所      	移動等円滑化された経路	■歩道から出入り口まで移動等円滑化された経路を確保	済			
		■駐車場（車いす使用者用）	済			
	施設の改善	■エレベーターの改善	済			*1
		■トイレの改善（点字表示の設置、音声案内の導入等）	済			*2
		■洋式トイレの増設	済			*2
		■多目的シートを設置	済			*2
	案内情報のわかりやすさ	■歩道から出入り口まで連続した適切な視覚障害者誘導用ブロックを設置	済			
		■施設内の視覚障害者誘導用ブロックの改善・新設	済			
		□視覚障害者や聴覚障害者に配慮したシステム導入に向けた検討	済			*3
		□緊急時もふまえたわかりやすい情報提供の方策について継続的に検討	済			*4
	その他	□授乳室を設置	済			

*1:点字表示の設置、音声案内の導入、手すりや呼び出しボタン等の改善等を行った

*2:各階にバリアフリートイレを設置済み

*3:新庁舎、交流棟の出入口付近 2 か所に音声誘導案内を設置

*4:新庁舎、交流棟の出入口付近にデジタルサイネージを設置し、避難所マップを表示



エレベーター



オストメイト対応



おむつ交換台



ベビーシート



着替え台



介護用ベッド

【その他公共施設等】 事業者：大和郡山市

■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
三の丸会館 (中央公民館・市立体育館) 	移動等円滑化された経路	■歩道から出入り口まで移動等円滑化された経路を確保	済			
		■駐車場(車いす使用者用)	済			
	施設の改善	■エレベーターの改修	済			
		■トイレの改修	済			*1
	案内情報のわかりやすさ	■案内誘導	済			
	その他	□貸出用車いすの設置	済			
		□AED の設置	済			
DMG MORI やまと郡山城ホール (文化会館、武道場、図書館) 	移動等円滑化された経路	■歩道から出入り口まで移動等円滑化された経路を確保	済			
		■駐車場(車いす使用者用)	済			
	施設の改善	■エレベーターの改修	済			
		■トイレの改修	済			*1
	案内情報のわかりやすさ	■視覚障害者誘導用ブロック	済			
		■点字案内板	済			
	その他	□車いす観覧席	済			
		□視聴設備	済			
		□貸出用車いすの設置	済			
		□AED 設置	済			
市民交流館 	移動等円滑化された経路	■歩道から出入り口まで移動等円滑化された経路を確保	済			
	施設の改善	■エレベーターの改修	済			
		■トイレの改修	済			*1
	案内情報のわかりやすさ	■視覚障害者誘導用ブロック	済			
	その他	□貸出用車いすの設置	済			
		□AED 設置	済			

*1:洋式化、車いす対応



エレベーター



スロープの設置あり



おむつ交換台



ベビーシート



介護用ベッド

【民間事業者】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容	期間			備考
		短期	中期	長期	
近鉄郡山駅前郵便局 	移動等円滑化された経路	■歩道から出入り口まで移動等円滑化された経路を確保			済
	案内情報のわかりやすさ	■視覚障害者誘導用ブロック			済
本町郵便局	移動等円滑化された経路	■歩道から出入り口まで移動等円滑化された経路を確保			済
	案内情報のわかりやすさ	■視覚障害者誘導用ブロック			済



スロープの設置あり

b 医療・福祉施設

【大和郡山市】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容	期間			備考
		短期	中期	長期	
大和郡山市社会福祉会館	施設の改善	■エレベーターの改善（点字表示の設置）		○	*1
		■エレベーターの改善（音声案内の導入等）		○	*1
		■エレベーターの改修（施設の建替え時にバリアフリーに配慮したエレベーターの大幅改善）		○	*2
		■多目的シートを設置		○	*2
		■トイレの便座の改善		○	*1
		■トイレの照明の自動化			済
		■洋式トイレの増設		○	*1
	案内情報のわかりやすさ	□施設内の視覚障害者誘導用ブロックの改善・新設		○	*1
		□視覚障害者や聴覚障害者に配慮したシステム導入に向けた検討		○	*2
		□緊急時もふまえたわかりやすい情報提供の方策について継続的に検討		○	*2
	その他	□施設内照明の改善（節電対策や利用者の意見をふまえて、適切な照度を確保）		○	*2
		□まちづくりの動向をふまえ、利便性の高い場所への移設の検討		○	*2

*1:抜本的な改善は建替え時に実施

*2:施設の建替え時に併せて実施

*3:全箇所対応済

【民間事業者】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
ゆたんぼ (老人福祉センター) 	移動等円滑化された経路	■歩道から出入り口まで移動等円滑化された経路を確保	済			
		■駐車場(車いす使用者用)	済			
	施設の改善	■エレベーターの改修	済			
		■トイレの改修	済			*1 *2
	案内情報のわかりやすさ	■視覚障害者誘導用ブロック	済			
	その他	□筆談ボード	済			
		□補聴器機	済			
		□AED 設置	済			
かんざん園 	移動等円滑化された経路	■歩道から出入り口まで移動等円滑化された経路を確保	済			
	施設の改善	■エレベーターの改修	済			*1
		■トイレの改修	済			*1
	その他	□AED の設置	済			
あすならホーム郡山 	施設の改善	■エレベーターの改修	済			*1
		■トイレの改修	済			*1
	その他	□AED 設置	済			
大和郡山病院 	移動等円滑化された経路	■歩道から出入り口まで移動等円滑化された経路を確保	済			
		■駐車場(車いす使用者用)	済			
	施設の改善	■エレベーターの改修	済			*1
		■トイレの改修	済			*1 *2
	案内情報のわかりやすさ	■視覚障害者誘導用ブロック	済			
	その他	□授乳室	済			
		□車いす貸出	済			
		□AED 設置	済			

*1:車いす対応

*2:洋式化



エレベーター



スロープの設置あり



ベビーシート



おむつ交換台



オストメイト対応

【民間事業者】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
田北病院    	移動等円滑化された経路	■駐車場 (車いす使用者用)	済			
	施設の改善	■エレベーターの改修	済			
		■トイレの改修	済			*1 *2
	案内情報のわかりやすさ	■視覚障害者誘導用ブロック	済			*1 *3
	その他	□車いす貸出	済			
		□AED 設置	済			
サン薬局郡山店	移動等円滑化された経路	■歩道から出入り口まで 移動等円滑化された 経路を確保	済			
	施設の改善	■トイレの改修	済			*2

*1:車いす対応
*2:点字・音声付
*3:洋式化



エレベーター



ベビーシート



おむつ交換台



オストメイト対応

c 学校等

【大和郡山市】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
郡山北小学校 	移動等円滑化された経路	■スロープ等で 校舎内外の段差解消	済			
	施設の改善	■トイレの改修	済			*1 *2
郡山南小学校 	移動等円滑化された経路	■スロープ等で 校舎内外の段差解消	済			
	施設の改善	■トイレの改修	済			*1 *2
郡山中学校  	移動等円滑化された経路	■スロープ等で 校舎内外の段差解消	済			
	施設の改善	■エレベーターの設置	済			*1
		■トイレの改修	済			*1 *2
郡山北幼稚園	施設の改善	■出入口の段差解消	済			
郡山南幼稚園	施設の改善	■出入口の段差解消	済			

*1:車いす対応
*2:洋式化



スロープの
設置あり



エレベーター

⑤交通安全特定事業に関する項目

【公安委員会】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

交差点名	整備内容	期間			備考
		短期	中期	長期	
市役所前	■高齢者等感応化機能の整備 (青時間延長押ボタン)	済			
新紺屋町交差点	■視覚障害者付加機能の整備 (音響式信号機)	済			
	■高齢者等感応化機能の整備 (青時間延長押ボタン)	済			
北郡山交差点	■視覚障害者付加機能の整備 (音響式信号機)	済			
	■高齢者等感応化機能の整備 (青時間延長押ボタン)	済			
三の丸駐車場 東側	■高齢者等感応化機能の整備 (青時間延長押ボタン)	済			
JR 郡山駅東側	■高齢者等感応化機能の整備 (青時間延長押ボタン)	済			
社会福祉会館前	□安全な横断対策の実施 (都市計画道路城廻り線整備に伴う、 城廻り線の安全な横断対策の実施)			○	*1
城ホール北側	□安全な横断対策の実施 (都市計画道路城廻り線整備に伴う、 城廻り線の安全な横断対策の実施)			○	*1
近鉄郡山駅周辺	□安全な横断対策の実施 (都市計画道路城廻り線整備に伴う、 城廻り線の安全な横断対策の実施)			○	*1

*1 事業主体と協議し、実施

⑥その他の事業

【大和郡山市】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容	期間			備考
		短期	中期	長期	
バスターミナル	□バスターミナルの改善 (歩行者動線やバスの動線等の見直し、 上屋・ベンチ等の設備、案内板等の案内 誘導施設の改善)		○		*1
近鉄郡山駅周辺	□大和郡山上三橋線と連携した 既存施設等の改善 (大和郡山上三橋線と連携を図りながら、 既存施設等(案内サイン・休憩施設等)の 見直し等を実施)		○		*2
	□近鉄郡山駅周辺整備関連 (移動等の円滑化に向けたバリアフリーに ついてハード、ソフト両面からの取組を進 めつつ、全体的なまちづくりの中で駅周辺 整備の実現化に向けた検討を行う)		○		*3

*1:継続実施

*2:大和郡山上三橋線は道路特定事業等に記載。事業者は奈良県。

*3:駅周辺整備に対する要望が多く、本市の大きな行政課題の一つとして認識。総合的な視点で検討すべき課題

2.2 大和小泉駅周辺地区

(1) 重点整備地区等の設定

広い範囲に生活関連施設が分布しているため、「第3章 移動等円滑化促進方針」の移動等円滑化促進地区全体を重点整備地区に設定します。

① 生活関連施設

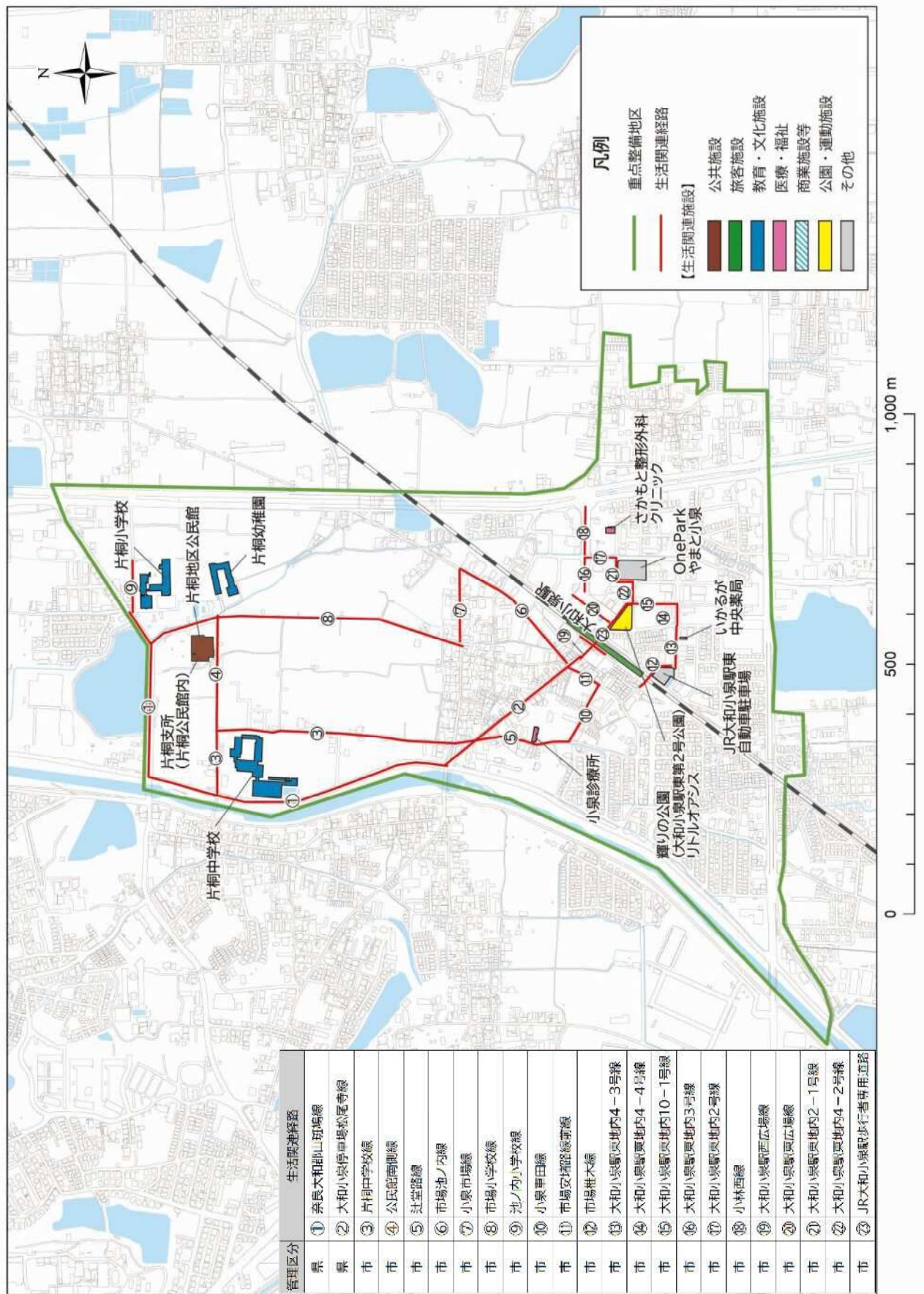
施設区分	施設名
旅客施設	JR 大和小泉駅
公共施設等	片桐支所・片桐地区公民館
医療・福祉施設	小泉診療所
	さかもと整形外科クリニック
	いかるが中央薬局
学校等	片桐小学校
	片桐中学校
	片桐幼稚園
公園	大和小泉駅東第2号公園
路外駐車場	JR 大和小泉東自動車駐車場
	Onepark 大和小泉

② 生活関連経路

管理区分	生活関連経路	
県	①	奈良大和郡山斑鳩線
県	②	大和小泉停車場松尾寺線
市	③	片桐中学校線
市	④	公民館南側線
市	⑤	辻堂路線
市	⑥	市場池ノ内線
市	⑦	小泉市場線
市	⑧	市場小学校線
市	⑨	池ノ内小学校線
市	⑩	小泉車田線
市	⑪	市場安堵路線前線
市	⑫	市場椎木線
市	⑬	大和小泉駅東地内4－3号線
市	⑭	大和小泉駅東地内4－4号線
市	⑮	大和小泉駅東地内10－1号線
市	⑯	大和小泉駅東地内3号線
市	⑰	大和小泉駅東地内2号線
市	⑱	小林西線
市	⑲	大和小泉駅西広場線
市	⑳	大和小泉駅東広場線
市	㉑	大和小泉駅東地内2－1号線
市	㉒	大和小泉駅東地内4－2号線
市	㉓	JR大和小泉駅歩行者専用道路

太字:道路特定事業の対象

③ 重点整備地区（大和小泉駅周辺地区）



(2) 特定事業

①公共交通特定事業に関する項目

【西日本旅客鉄道株式会社】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
大和小泉駅   	移動経路の円滑化	■経路の移動円滑化	済			
		■エレベーター設置	済			
		■改札口バリアフリー化	済			
	ホームの安全性確保	■床面バリアフリー化	済			
		■内方線付視覚障害者誘導用ブロックの設置	済			
		■ホームドアまたは可動式ホーム柵の設置			○	*1
		■車いす使用者の乗降用の渡り板等の設備	済			*2
	休憩等の設備	■音声案内・文字・光情報による列車接近警告	済			
		■ベンチ設置	済			
	トイレの改良	■優先席表示	済			
		■車いす使用者・オストメイト対応便房等の設置	済			
	案内情報のわかりやすさ	□多目的シートを設置			○	*3
		□音声案内や文字による運行情報の充実	済			
		□非常時の連絡手段の確保（事故発生時・災害時・エレベーター緊急停車時等）	済			*4

*1:令和 14 年度(2032 年度)までにホーム柵あるいはホーム安全スクリーンを整備予定

*2:駅員による介助で対応

*3:現在のバリアフリートイレは構造上必要スペースを確保できないため、駅舎の大規模改築時に多目的シートの設置を検討

*4:エレベーター緊急連絡ボタンおよび駅構内情報ディスプレイ設置済



エレベーター



おむつ交換台



オストメイト対応

【奈良交通株式会社】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
バス車両	■ノンステップバスの導入			○		*1
	■車内への電光表示板の設置		済			
その他	案内情報のわかりやすさ	□ノンステップバス 運行情報の提供	済			*2
		□わかりやすい時刻表や 路線図の検討	○			
		□障害者(視覚・聴覚・ 知的等)に配慮した 情報提供方策の検討			○	*1
		□バスロケーション システムの導入検討	済			

*1:継続実施

*2:バリアフリー適合車両導入状況に併せて、運行情報を随時提供

【タクシー事業者】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
車両	■福祉タクシーの導入				○	*1
	□観光客の利用もふまえた 福祉タクシーの利用促進				○	*1

*1:継続実施

②道路特定事業に関する項目

【奈良県】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

区間	整備内容	期間			備考
		短期	中期	長期	
①奈良大和郡山斑鳩線	歩道の改善	■歩道の改良 (端部切下げ処理、切下げ部の勾配緩和)	○		
		□視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		

【大和郡山市】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

区間	整備内容	期間			備考
		短期	中期	長期	
③片桐中学校線	歩行者の安全確保	■路側帯カラー舗装	○		
		□転落防止策の検討		○	
④公民館南側線	歩行者の安全確保	■路側帯カラー舗装	○		
		□転落防止策の検討		○	
⑤辻堂路線	歩行者の安全確保	□カーブミラーの設置	○		
		□根上がりによる縁石転倒対策	○		
⑥市場池ノ内線	歩行者の安全確保	□安全な歩行空間の確保方策の検討	○		
⑦小泉市場線	歩行者の安全確保	□側溝の蓋の設置	○		
⑧市場小学校線	歩行者の安全確保	□安全な歩行空間の確保方策の検討	○		
		□水路の蓋設置		○	
⑨池ノ内小学校線	歩行者の安全確保	□水路の蓋設置		○	
⑩小泉車田線	歩行者の安全確保	□舗装改善	○		
		□側溝の蓋の改良(グレーチング細目化)	○		
⑪市場安堵路線前線	歩行者の安全確保	□安全な歩行空間の確保方策の検討		○	
⑫市場椎木線	歩行者の安全確保	□踏切部の舗装整備	済		
		□安全な歩行空間の確保方策の検討		○	

区間	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
⑬大和小泉駅東 地内 4-3 号線	歩行者の 安全確保	□側溝の蓋の改良 (グレーチング細目化)	○			
⑭大和小泉駅東 地内 4-4 号線	歩行者の 安全確保	□側溝の蓋の改良 (グレーチング細目化)	○			
⑮大和小泉駅東 地内 10-1 号線	歩道の改善	■視覚障害者誘導用 ブロックの付け替え (位置変更)			○	
⑯大和小泉駅東 地内 3 号線	歩道の改善	■視覚障害者誘導用 ブロックの整備		○		
		■車止めの視認性の向上		○		
⑰大和小泉駅東 地内 2 号線	歩行者の 安全確保	□側溝の蓋の改良 (グレーチング細目化)	○			
⑱小林西線	歩道の改善	■視覚障害者誘導用 ブロックの整備		○		
		■車止めの視認性の向上		○		
⑲大和小泉駅西 広場線	案内誘導	□バス・タクシー乗り場の 案内(音声)			○	
⑳大和小泉駅東 広場線	歩行者の 安全確保	□植栽の根上がり改善	○			

③路外駐車場特定事業に関する項目

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
JR 大和小泉東 自動車駐車場	移動経路の 円滑化	■歩道から出入り口まで 移動等円滑化された 経路を確保	済			
		■駐車場 (車いす使用者用)	済			
Onepark 大和小泉	移動経路の 円滑化	■歩道から出入り口まで 移動等円滑化された 経路を確保	済			
		■駐車場 (車いす使用者用)	済			

④都市公園特定事業に関する項目

【大和郡山市】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容	期間			備考
		短期	中期	長期	
大和小泉駅東 第 2 号公園	■公園施設の移動等円滑化等	済			

⑤建築物特定事業に関する項目

a 公共施設等

【大和郡山市】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
片桐支所・ 片桐地区 公民館 	移動経路の 円滑化	■歩道から出入り口まで 移動等円滑化された 経路を確保	済			
		■駐車場(車いす使用者用)	済			
	施設の改善	■トイレの改修	済			
	案内情報の わかりやすさ	■案内誘導	済			
	その他	□車いすの貸出	済			
		□AED の設置	済			



スロープの
設置あり

b 医療・福祉施設

【民間事業者】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
小泉診療所 	移動経路の 円滑化	■歩道から出入り口まで 移動等円滑化された 経路を確保	済			
	案内情報の わかりやすさ	■案内誘導	済			*1
	その他	□車いすの貸出	済			
		□AED の設置	済			
さかもと 整形外科 クリニック	移動経路の 円滑化	■歩道から出入り口まで 移動等円滑化された 経路を確保	済			
	施設の改善	■トイレの改修	済			*2 *3
いかるが 中央薬局	移動経路の 円滑化	■歩道から出入り口まで 移動等円滑化された 経路を確保	済			
	施設の改善	■トイレの改修	済			*3

*1:案内受付所

*2:車いす対応

*3:洋式化



スロープの
設置あり

c 学校等

【大和郡山市】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
片桐小学校	施設の改善	■トイレの改修	済			*1
	その他	□AED の設置	済			
片桐中学校 	移動経路の円滑化	■出入口の勾配緩和	済			
	施設の改善	■トイレの改修	○			*1 *2
	その他	□AED の設置	済			
片桐幼稚園	移動経路の円滑化	■出入口の段差解消	済			

*1:洋式化

*2:令和 7 年度(2025 年度)までに整備予定



スロープの
設置あり

⑥交通安全特定事業に関する項目

【公安委員会】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容	期間			備考
		短期	中期	長期	
小泉橋東詰交差点	□横断歩道への視覚障害者用付加装置(音響装置など)の整備を検討			○	

⑦その他の事業

その他、上記の特定事業に位置付けない施設のバリアフリー化やまち歩きの見解への対応についても、随時情報交換を行いながら、面的なバリアフリーを進めていきます。

2.3 平端駅周辺地区

(1) 重点整備地区等の設定

生活関連施設は移動等円滑化促進地区の中央付近に多く位置しますが、地区の特性として道路の連続性が高いことを鑑み、「第 3 章 移動等円滑化促進方針」の移動等円滑化促進地区全体を重点整備地区に設定します。

① 生活関連施設

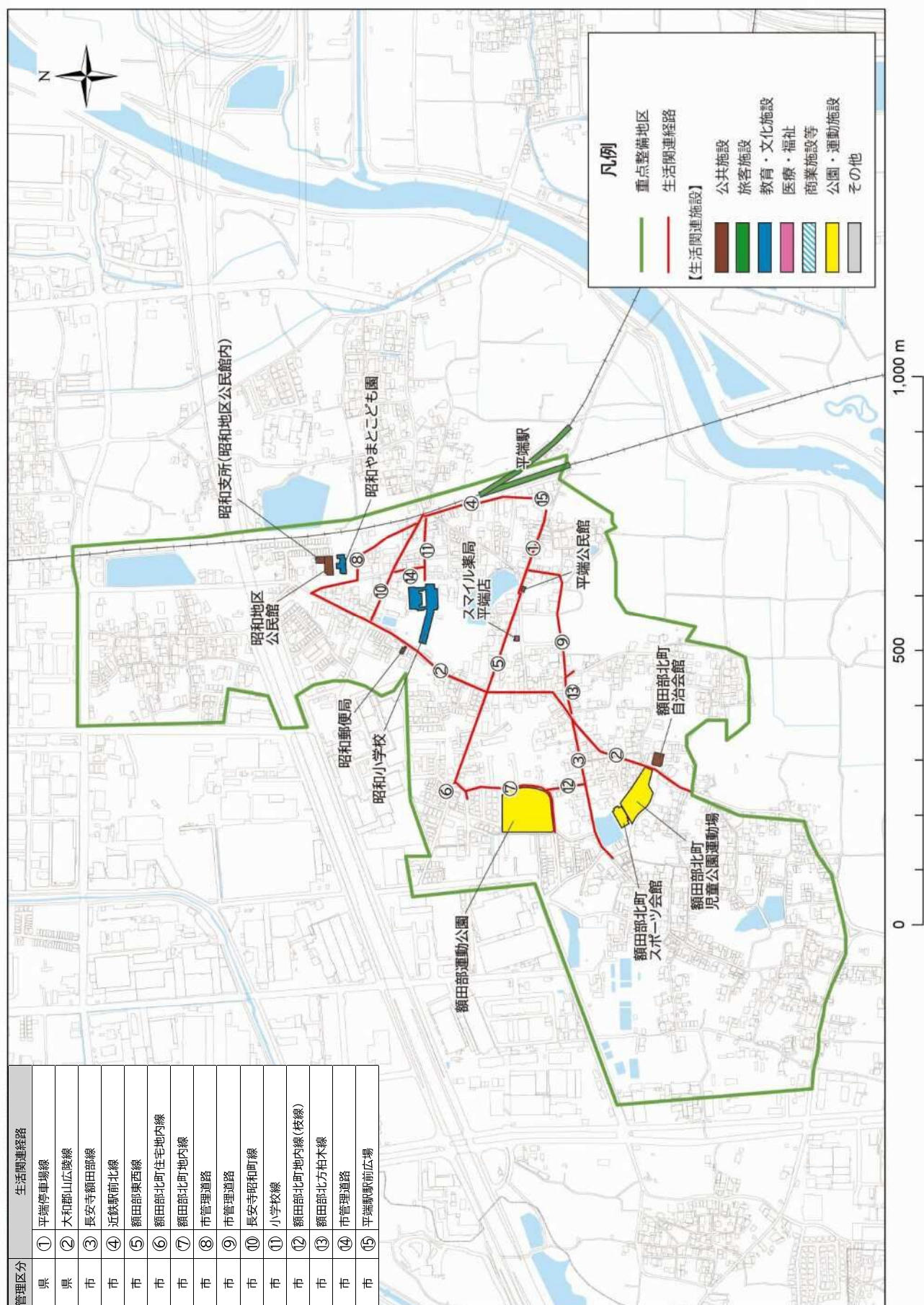
施設区分	施設名
旅客施設	平端駅
公共施設等	昭和支所・昭和地区公民館
	昭和やまところども園
	平端公民館
	額田部北町自治会館
	額田部北町スポーツ会館
	昭和郵便局
医療・福祉施設	スマイル薬局平端店
学校等	昭和小学校
公園	額田部運動公園
	額田部北町児童公園運動場

② 生活関連経路

管理区分	生活関連経路	
県	①	平端停車場線
県	②	大和郡山広陵線
市	③	長安寺額田部線
市	④	近鉄駅前北線
市	⑤	額田部東西線
市	⑥	額田部北町住宅地内線
市	⑦	額田部北町地内線
市	⑧	市管理道路
市	⑨	市管理道路
市	⑩	長安寺昭和町線
市	⑪	小学校線
市	⑫	額田部北町地内線(枝線)
市	⑬	額田部北方柏木線
市	⑭	市管理道路
市	⑮	平端駅駅前広場

太字:道路特定事業の対象

③ 重点整備地区(平端駅周辺地区)



(2) 特定事業

①公共交通特定事業に関する項目

【近畿日本鉄道株式会社】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
近鉄 平端駅   	移動経路の円滑化	■経路の移動円滑化	済			
		■エレベーター設置	済			
		■改札口バリアフリー化	済			
	ホームの安全性確保	■床面バリアフリー化	済			
		■内方線付視覚障害者誘導用ブロックの設置	済			
		■車いす使用者の乗降用の渡り板等の設備	済			
		■音声案内・文字・光情報による列車接近警告	済			*1 *2
	休憩等の設備	■ベンチ設置	済			
	トイレの改良	■車いす使用者・オストメイト対応便房等の設置	済			
	案内情報のわかりやすさ	□音声案内や文字による運行情報の充実	済			
		□非常時の連絡手段の確保（事故発生時・災害時・エレベーター緊急停車時等）	済			

*1:音声案内

*2:液晶式行先表示器



エレベーター



おむつ交換台



オストメイト対応

【奈良交通株式会社】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
バス車両	■ノンステップバスの導入			○		*1
	■車内への電光表示板の設置		済			
その他	案内情報のわかりやすさ	□ノンステップバス運行情報の提供	済			*2
		□わかりやすい時刻表や路線図の検討	○			
		□障害者（視覚・聴覚・知的等）に配慮した情報 提供方策の検討			○	*1
		□バスロケーションシステムの導入検討	済			

*1:継続実施

*2:バリアフリー適合車両導入状況に併せて、運行情報を随時提供

【タクシー事業者】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容	期間			備考
		短期	中期	長期	
車両	■福祉タクシーの導入			○	*1
その他	□観光客の利用もふまえた福祉タクシーの利用促進			○	*1

*1:継続実施

②道路特定事業に関する項目

【奈良県】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

区間	整備内容	期間			備考
		短期	中期	長期	
②大和郡山広陵線	歩行者の安全確保	□路側帯カラー舗装	○		
		□側溝の蓋の改良 (グレーチング細目化)	○		
		□車止めの撤去	○		昭和小学校前の歩道上
	歩道の改善	■歩道の改良 (切下部の横断勾配緩和)	○		昭和小学校前及び昭和小学校北交差点

【大和郡山市】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

区間	整備内容	期間			備考
		短期	中期	長期	
③長安寺額田部線	歩道の改善	■路側帯カラー舗装	○		
		■路面凹凸の平坦化 (貯水池前)	○		
④近鉄駅前北線	歩行者の安全確保	■路側帯カラー舗装	○		
⑤額田部東西線	歩行者の安全確保	■路側帯カラー舗装	○		
		□側溝の蓋の改良 (グレーチング細目化)	○		
⑥額田部北町住宅地内線	歩行者の安全確保	■路側帯カラー舗装	○		
⑦額田部北町地内線	歩行者の安全確保	■路側帯カラー舗装	○		
		□U型側溝の改良 (L型側溝や街渠等へ)	○		
⑧市管理道路	歩道の改善	■歩道の改良 (端部切下げ処理、切下げ部の勾配緩和)	○		平端駅前
		■視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○		
⑩長安寺昭和町線	歩行者の安全確保	■路側帯カラー舗装	○		
⑪小学校線	歩行者の安全確保	■路側帯カラー舗装	○		
⑭市管理道路	歩道の改善	■歩道の改良 (横断勾配緩和)		○	昭和公民館から踏切までの区間
	歩行者の安全確保	□側溝の蓋の改良 (グレーチング細目化)	○		
		□カーブミラーの設置	○		長安寺昭和町線交差箇所

③都市公園特定事業に関する項目

【大和郡山市】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
額田部運動公園 	移動経路の円滑化	■公園施設の移動等円滑化等	済			
	その他	□AED 設置	済			



スロープの
設置あり

【自治会】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
額田部北町 児童公園運動場	施設の改善	■トイレの改修	○			*1

*1:令和7年度(2025年度)実施予定

④建築物特定事業に関する項目

a 公共施設等

【大和郡山市】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
昭和支所・ 昭和地区公民館 	移動経路の円滑化	■歩道から出入り口まで移動等円滑化された経路を確保	済			
		■駐車場(車いす使用者用)	済			
	施設の改善	■トイレの改修	済			*1 *2
	案内情報のわかりやすさ	■施設内の視覚障害者誘導用ブロック	済			
	その他	□貸出用車いす	済			
		□AED 設置	済			
額田部北町 スポーツ会館	移動経路の円滑化	■歩道から出入り口まで移動等円滑化された経路を確保	済			
	施設の改善	■トイレの改修	済			*2

*1:車いす対応

*2:洋式化



スロープの
設置あり

【民間事業者】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
昭和やま こども園 	移動経路の円滑化	■歩道から出入り口まで移動等円滑化された経路を確保	済			
	施設の改善	■トイレの改修	済			*1 *2
昭和郵便局 	移動経路の円滑化	■歩道から出入り口まで移動等円滑化された経路を確保	済			
		■駐車場（車いす使用者用）	済			
	施設の改善	■トイレの改修	済			*2
	案内情報のわかりやすさ	■視覚障害者誘導用ブロック、点字案内板	済			

*1:車いす対応

*2:洋式化



スロープの設置あり

【自治会】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
平端公民館	移動経路の円滑化	■歩道から出入り口まで移動等円滑化された経路を確保	済			
	施設の改善	■トイレの改修	済			*1
額田部北町自治会館	移動経路の円滑化	■歩道から出入り口まで移動等円滑化された経路を確保	済			
		■駐車場（車いす使用者用）	済			
	施設の改善	■トイレの改修	済			*1 *2
	案内情報のわかりやすさ	■視覚障害者誘導用ブロック	済			

*1:車いす対応

*2:洋式化

b 医療・福祉施設等

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
スマイル薬局平端店	移動経路の円滑化	■歩道から出入り口まで移動等円滑化された経路を確保	済			
	施設の改善	■トイレの改修	済			*1

*1:洋式化

c 学校等

【大和郡山市】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

箇所	整備内容		期間			備考
			短期	中期	長期	
昭和小学校 	移動経路の円滑化	■スロープ等で校舎内外の段差解消	済			
	施設の改善	■トイレの改修	済			*1
	その他	□AED 設置	済			

*1:洋式化



スロープの設置あり

⑤交通安全特定事業に関する項目

【公安委員会】

■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業

交差点名	整備内容	期間			備考
		短期	中期	長期	
昭和小学校北交差点	□横断歩道への視覚障害者用付加装置（音響装置など）の整備を検討			○	

⑥その他の事業

その他、上記の特定事業に位置付けない施設のバリアフリー化やまち歩きの見解への対応についても、随時情報交換を行いながら、面的なバリアフリー化を進めていきます。

2.4 教育啓発特定事業

教育啓発特定事業については、重点整備地区の移動等円滑化に資する取組であれば、重点整備地区外で行うものや、生活関連施設の職員や通勤者等重点整備地区の住民以外の者を対象としたものを記載することが可能です。

次に示す特定事業は、重点整備地区だけでなく市域全体に拡充していくこと、また目標時期を定めず継続的に実施することで、より多くの人々の心のバリアフリーの意識向上を目指します。

(1) 児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

目的	対象	内容	実施者
バリアフリーについての理解促進	小中学生	学校において、バリアフリー教室の開催(※)や、バリアの現地点検等の取組を実施	大和郡山市教育委員会 大和郡山市
自転車のマナー向上を図る啓発活動	小中学生	警察等と連携し、駐輪や自転車走行マナーの向上を図るための啓発活動を実施 小中学生を対象にした自転車マナー向上の取組を実施	大和郡山市教育委員会 大和郡山市

※バリアフリー教室の開催



(2) 住民の他関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

目的	対象	内容	実施者
バリアフリー教育 訓練研修の充実	市職員	手話に関する研修の実施や手話のできる職員の配置	大和郡山市
	社員	社員を対象とした介助・接遇スキルの向上やバリアフリーに関する研修を継続実施	西日本旅客鉄道株式会社 近畿日本鉄道株式会社
		「バリアフリー接遇総合マニュアル」による全職場での継続的な教育	近畿日本鉄道株式会社
		「サービス介助士」の資格取得	近畿日本鉄道株式会社
バリアフリー情報の提供	市民 (主に障害者・高齢者等)	主に障害者や高齢者等が移動する際に参考となる経路や施設等のバリアフリー状況を取りまとめた案内図等の作成・配布	大和郡山市
分かりやすい案内の充実	市職員・ 観光施設 ガイド	公共施設や観光施設の案内員等の解除・接遇スキルの向上をめざしたマニュアルの作成・配布	大和郡山市

目的	対象	内容	実施者
広報・啓発 (援助が必要な人への理解促進)	市民	外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、ヘルプマークを配布	大和郡山市
	市民	人権意識の高揚を図り、バリアフリーに対する理解を深めるための各種取組を実施	大和郡山市
	鉄道利用者	主要駅での情報配信ディスプレイにより【鉄道を利用する障害者の方への声かけ・見守りについて】放映	近畿日本鉄道株式会社
	各施設管理者・身体障害者等	各施設管理者等と連携し、身障者用駐車マスの利用マナーの向上を図るための啓発活動を実施	大和郡山市
広報・啓発 (自閉症への理解促進)	市民	世界自閉症啓発デーに合わせ、自閉症の人がよりよく生きやすくなりますようにという願いをこめて、郡山城天守台ブルーライトアップや関連書籍の紹介等を実施	大和郡山市 大和郡山市教育委員会
広報・啓発 (障害当事者への理解促進)	鉄道利用者	ホームページに【駅バリアフリー施設のご案内】を掲載	近畿日本鉄道株式会社
広報・啓発 (聴覚障害者への理解促進)	市民	手話言語の国際デーに合わせ、郡山城天守台ブルーライトアップし、聴覚障害当事者の人権を改めて考える取組を実施	大和郡山市
広報・啓発 (妊婦への理解促進)	市民	妊娠中であることを周囲に知らせることで、公共交通機関や職場での配慮や助けを得やすくするため、マタニティマークを配布	大和郡山市
広報・啓発 (認知症への理解促進)	市民	認知症サポーター養成講座の実施、認知症啓発リーフレットの作成、認知症関連情報の展示、世界アルツハイマーデーに合わせた郡山城オレンジライトアップ等を実施	大和郡山市
		認知症関連図書の展示および図書館司書による認知症関連本の紹介	大和郡山市教育委員会
広報・啓発 (身体障害者等への理解促進)	車いす利用者等	郡山城天守台の史跡の本質的価値を広く共有するため、バリアフリーデーを設定し、天守台の階段に仮設スロープを設置し、学生等のボランティアスタッフや市職員のサポートのもとで車いす利用者等が天守台に登城する「登城サポート」を実施	大和郡山市
広報・啓発(災害時避難行動要支援者への協力啓発)	市民	高齢者や子ども、障害者、傷病者、外国人などの災害時に手助けが必要な人(災害時避難行動要支援者)を地震や火災から守るために、地域で協力し合いながら支援する方法を啓発	大和郡山市

目的	対象	内容	実施者
広報・啓発 (来訪障害者等への移動支援のしくみづくりの検討)	市民 (主に障害者・高齢者等)	来訪障害者等への移動支援の先進事例の調査・研究と本市への導入可能性の検討	大和郡山市
広報・啓発 (スポーツ体験を通じた障害者に対する理解促進)	市民	ニュースポーツの体験を通し、障害の有無に関わらずプレーできる喜びを分かち合うことで、障害者への理解促進	大和郡山市
広報・啓発 (福祉についての理解促進)	市民	地域福祉の推進を目的に、地域福祉やボランティアなどの福祉に関する出前講座を実施	大和郡山市社会福祉協議会

※登城サポートの実施



2.5 自転車駐車施設の整備

違法駐輪や違法駐車を防止することを目的とした駐車・駐輪施設の整備は、道路の移動等円滑化を進める上で有効であることから、その内容について以下に示します。

箇所	整備内容	期間		
		短期	中期	長期
近鉄郡山駅 自転車駐車場	近鉄郡山駅東側に自転車駐車場を整備			○
	近鉄郡山駅西側に自転車駐車場を整備			○
JR 大和小泉駅自転車 駐車場	JR 大和小泉駅東側に自転車駐車場を整備	済		
	JR 大和小泉駅西側に自転車駐車場を整備	済		
近鉄九条駅自転車 駐車場	駅前に自転車駐車場を整備	済		

第5章 基本構想の推進(バリアフリー化の実現に向けて)

1. 推進方策

1.1 継続的な改善

本基本構想の策定後は、特定事業等を着実に実行していくため、5年を目途に取組を評価し、適宜、基本構想を見直してバリアフリー化の取組を継続的に改善していきます。

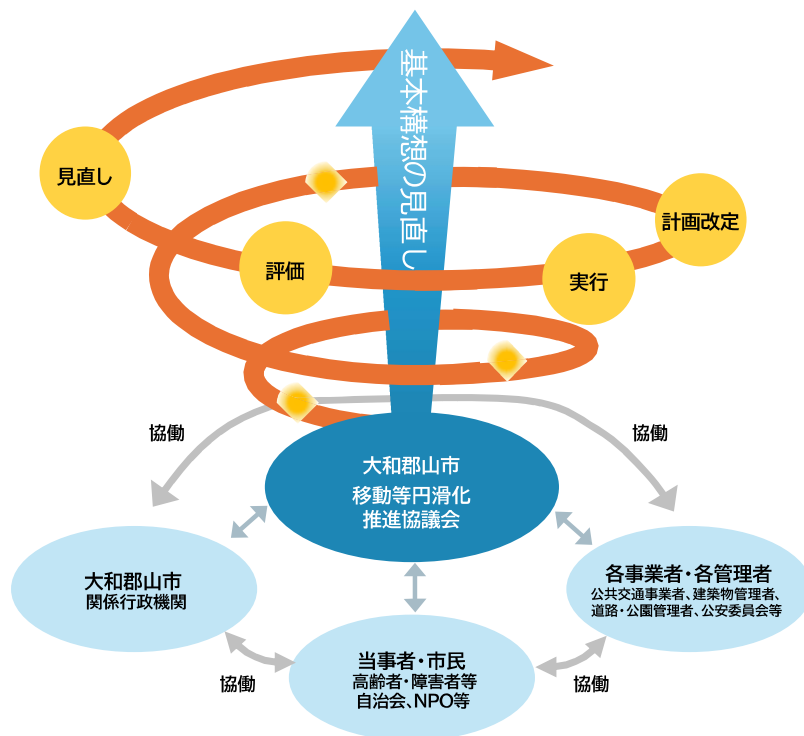
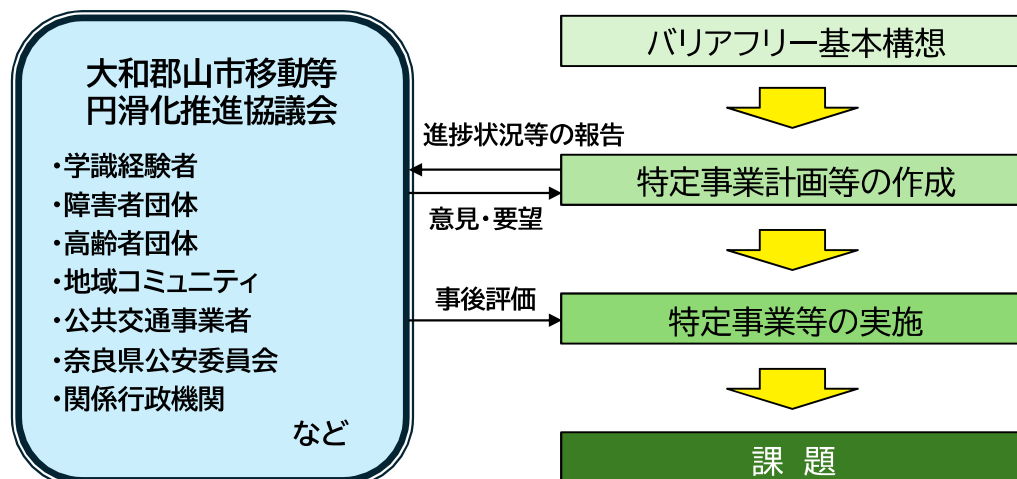


図 5-1. 基本構想策定後の進め方のイメージ

1.2 進行管理の体制

特定事業等の進捗状況や課題を確認・検証するため、障害者や高齢者等の当事者をはじめ、学識経験者、事業者、関係行政機関等で構成する「大和郡山市移動等円滑化推進協議会」を継続設置・運営します。



1.3 評価・検証の方法

特定事業等の評価・検証や基本構想の見直しは、当事者参画を基本とし、「大和郡山市移動等円滑化推進協議会」と連携して当事者と一緒にまち歩き点検などを通じた対話を行い、取組の改善につなげていきます。

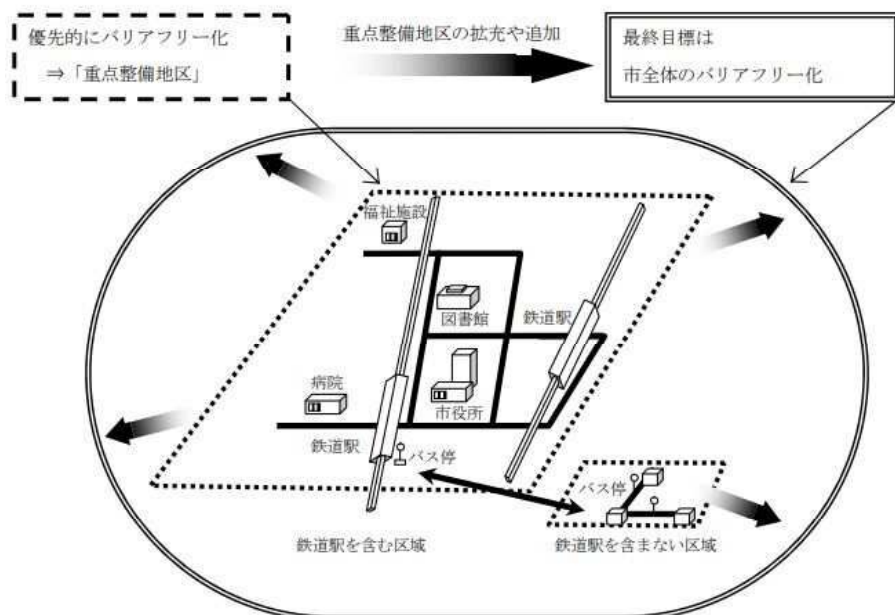
■当事者参画によるまち歩き点検と意見交換の実施例

本基本構想の策定にあたっては、新たに重点整備地区に位置付けた大和小泉駅周辺地区と平端駅周辺地区を対象とし、当事者参加のまち歩き点検および意見交換を行い、その結果を特定事業等に反映しました。

対象地区	大和小泉駅周辺地区	平端駅周辺地区
実施日	令和6年(2024年)10月28日	令和6年(2024年)11月15日
参加者	高齢者や障害者等の当事者、大和郡山市 まち歩き点検および意見交換	
方法	 	
結果の整理	地図等を用いて結果を整理 	
意見等の反映	本基本構想の特定事業等に反映	

1.4 市全体でのバリアフリー化の推進

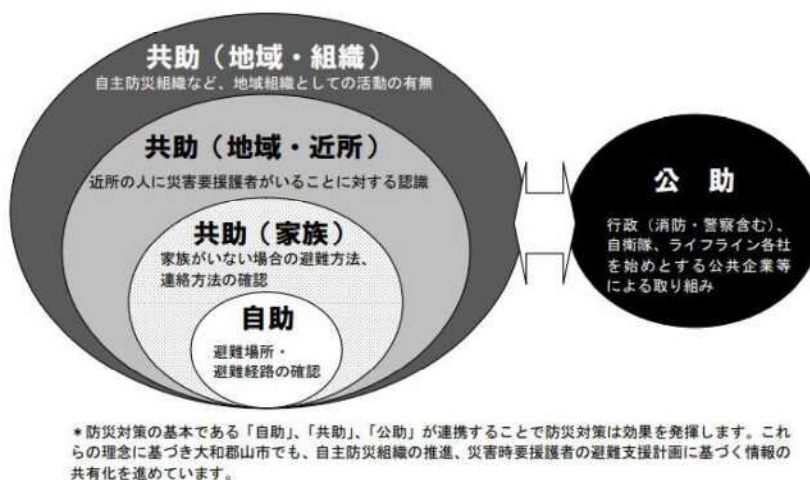
本基本構想で示したバリアフリー化の基本理念と方向性の考え方を、さらに重点整備地区外のまちづくりへと展開していくことも重要です。総合計画や都市計画マスタープランといった上位計画も含め、幅広い発想のもと、市のまちづくりを進めていきます。また、市民からの要望が多い箇所や緊急に対応が必要な事項については、適宜対応を行っています。



2. 関連施策との連携

2.1 災害時におけるバリアフリー

災害時のバリアフリーも、すべての市民の安全を確保するために非常に重要な課題です。本基本構想で定める施設のハード整備のほか、新たに示した教育啓発特定事業等によって心のバリアフリーの啓発を継続的に実施し、バリアフリーに対する理解を促進することで、災害時におけるバリアフリーを図っていきます。



【出典】「東日本大震災における視覚障害者の避難について(近畿大学・柳原 崇男)」をもとに加筆

2.2 持続可能な交通体系の構築

バリアフリー法では、主に施設や歩道のハード整備による移動等の円滑化を図っていくことを目的としています。しかし、誰もが安全・安心に移動できるためには、多様な交通手段の確保も求められます。これまで、なんらかのハンディにより通常の交通機関が使えない方のために提供される公共交通(スペシャルトランスポート)として、施設送迎バスや、共助的なドア・ツー・ドアサービスといった移動手段の拡充が図られてきましたが、今後もこういったサービスの需要状況に注視しつつ、持続可能な交通体系の構築に向け、関係者と共に検討を行っていきます。

2.3 子育て世代のバリアフリー

小さな子どもを連れての歩道のない道路の移動は危険であることが指摘されています。さらに、マタニティマークの普及と理解、授乳スペースの確保、スーパーやレストランでの子どもに配慮したサービスの充実、子どもが安心して遊べる場所の確保、外出時の子連れへの手助けなどの必要があります。本基本構想に基づき道路や施設のバリアフリー化を進めていきますが、子育てしやすいまちづくりに向けて市民、民間事業者、行政等の多様な関係者が協働して多方面からの支援や取組を行うことが重要です。

2.4 観光バリアフリーの推進

本基本構想の対象者には、大和郡山市の来訪者も含まれています。JR・近鉄郡山駅周辺地区には、郡山城跡公園をはじめとした市を代表する観光施設や文化・歴史資源が点在し、多くの観光客が訪れています。だれもが安心して観光ができるよう、本基本構想に基づき施設のバリアフリー化を推進するとともに、例えば観光ボランティアガイド等による移動支援や移動弱者向けの観光ルートの提案等、観光振興や活性化に向けたまちづくりと一体となった観光バリアフリーの推進をめざしていきます。

大和郡山市バリアフリー基本構想

発行日 平成 24 年(2012 年)3 月

改定日 令和 7 年(2025 年)3 月

発 行 大 和 郡 山 市

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248 番地4

TEL 0743-53-1151(代表) FAX 0743-53-1049

